

【表紙】
【提出書類】 有価証券報告書
【提出先】 関東財務局長 殿
【提出日】 平成25年6月4日提出
【計算期間】 第15特定期間
（自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日）
【ファンド名】 りそな・世界資産分散ファンド（愛称：ブンさん）
【発行者名】 大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】 取締役社長 白川 真
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】 山部 努
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】 03-5555-3111
【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、海外の公社債、不動産投資信託証券および株式を実質的な主要投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	資産複合
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（資産複合 資産配分固定型（株式、債券、不動産投信）））
	決算頻度	年12回（毎月）
	投資対象地域	グローバル（除く日本）
	投資形態	ファミリーファンド
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注1）商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- ・「海外」…目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「資産複合」…目論見書等において、株式、債券、不動産投信（リート）およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

（注2）属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「資産複合 資産配分固定型」…目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの
- ・「年12回（毎月）」…目論見書等において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの

- ・「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信		その他資産 ()
	内 外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
		アジア		
		オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型 株式、債券、不動産投信))	日々	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()	その他 ()	エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

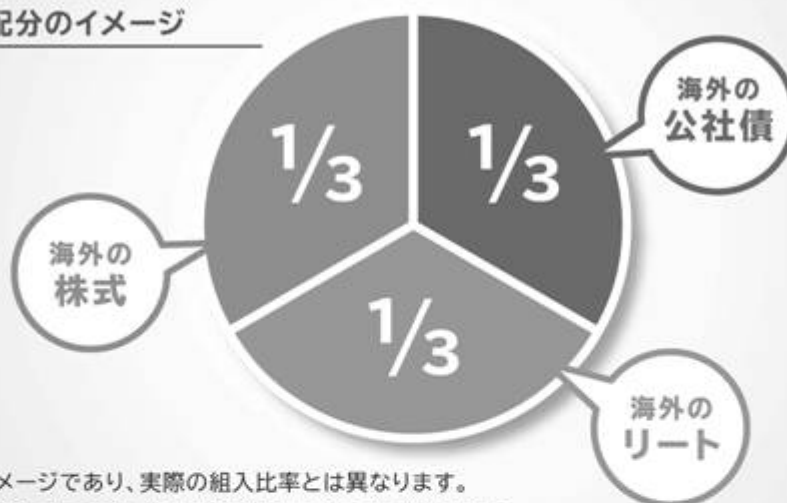
< 信託金の限度額 >

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆8,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

< ファンドの特色 >

1 海外の公社債、リートおよび株式に それぞれ 3分の1ずつを目処に投資します。

資産配分のイメージ

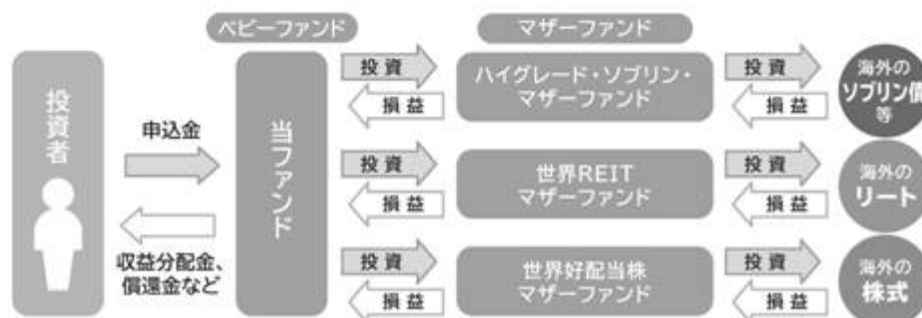


※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。
※市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

〈ファンドの仕組み〉

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



2

海外の公社債への投資にあたっては、
ソブリン債等に投資します。

※「ソブリン債等」とは、国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債などをいいます。

- ドル通貨圏（米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等）、欧州通貨圏（ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等）の2つの通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
- ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

ポートフォリオのイメージ

ドル通貨圏：50%程度 欧州通貨圏：50%程度



※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ
※ドル通貨圏および欧州通貨圏への投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。
※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、欧州通貨圏内のユーロおよびユーロ以外の通貨への配分比率を見直します。

（注）あくまでイメージであり、実際の投資割合が図のとおりとなるとは限りません。

- 国債の格付けは、取得時においてA格相当以上※1、国債以外の格付けは、取得時においてAA格相当以上※2とすることを基本とします。

債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1, Aa2, Aa3 }	AA { AA+, AA, AA- }
	A { A1, A2, A3 }	A { A+, A, A- }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	BBB
	Caa	CCC
	Ca	CC
	C	C
低い		D

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ（Moody's）やスタンダード・アンド・プアーズ（S&P）といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

※1 ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上
※2 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上

- ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。

修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動（ブレ幅）が大きくなります。

金利変動と修正デュレーションの関係（イメージ）



- 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

3 海外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 海外のリーートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行ないます。

世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

投資対象地域（イメージ）



コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて

- ・米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・リート運用では最大級の資産規模。
- ・ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・優先証券、公益株、バリュー株その他の高配当株の運用にも進出。インカム重視の運用を全般に展開。
- ・所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

リートへの投資のイメージ



(注) リート＝不動産投資信託 (Real Estate Investment Trust, REIT)

- 少額から投資でき、さまざまな不動産に分散が可能になります。
- 専門家が不動産の選定を行ないます。
- 上場しているリートは換金性に優れています。

4 海外の株式への投資にあたっては、配当の質の高い企業を選定し、3つの地域に均等に投資することを基本とします。

- 定量分析データ（S&Pクオリティランキング等）を参考に、配当の質の高い企業を選定します。
- 配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。
- 定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。

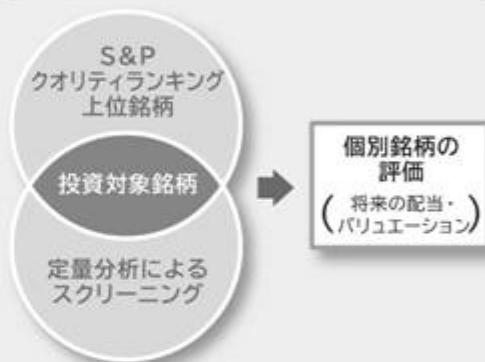
投資対象の地域別構成

（イメージ）



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

銘柄選定のイメージ



S&Pクオリティランキングについて

- ・スタンダード&プアーズ（S&P）のクオリティランキング（QR/IQR）は、企業の収益及び配当の安定性と成長性を評価する指標で、個別銘柄の中長期的な投資判断やポートフォリオの構築に利用されています。
- ・クオリティランキングは、一株当たり利益、一株当たり配当、売上高をもとに、独自のスコアリング手法に基づいて算出され、企業をA+、A、A-、B+、B、B-、C、Dの8つのランクで評価します。
- ・米国、日本その他世界各国の9,000銘柄以上にランキングが付与されています。

「Standard & Poor's」、「S&P」、「S&P Quality Rankings」、「S&P International Quality Rankings」は、スタンダード&プアーズ ファイナンシャル サービスズ エル エル シーの登録商標であり、本商品の提供者である大和証券投資信託委託株式会社に対しては、その利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは本商品を推奨・支持・販売・促進等するものではなく、また本商品に対する投資適格性等に関し、いかなる意思表示等を行なうものではありません。スタンダード&プアーズは、大和証券投資信託委託株式会社や本商品の投資家及びその他いかなる者に対しても、S&P Quality Rankings及びS&P International Quality Rankingsその付随データの利用による結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証等を行なうものではありません。スタンダード&プアーズは、S&P Quality Rankings及びS&P International Quality Rankingsの利用や投資目的への適合性やその販売性等に関し、一切の保証等を行なうものではないことを明示的に表明しています。

- ・保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

- ・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～4.の運用が行なわれないことがあります。

5 毎月9日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- 原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- 基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。
- 分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

収益分配のイメージ



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

【収益分配金に関する留意事項】

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

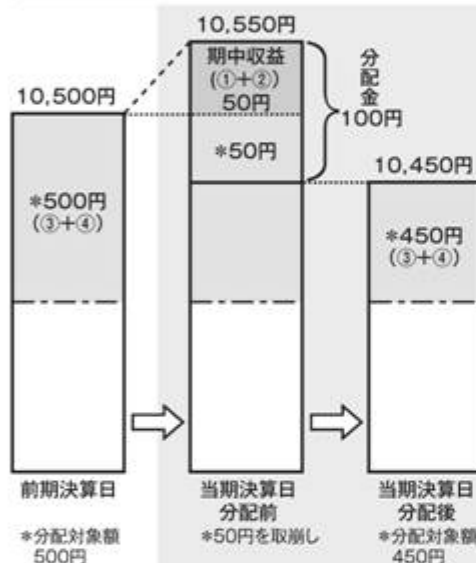
投資信託で分配金が
支払われるイメージ



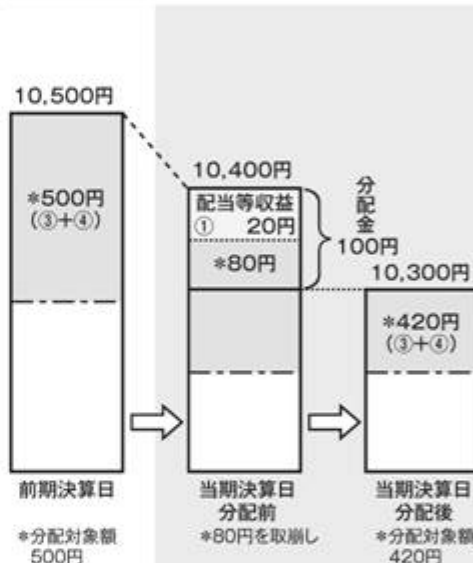
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）

（前期決算日から基準価額が上昇した場合）



（前期決算日から基準価額が下落した場合）

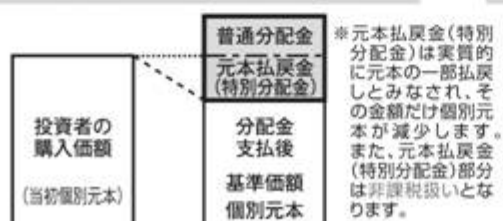


（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

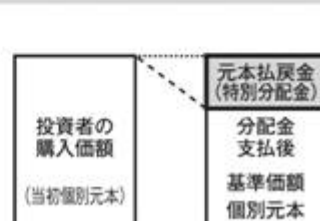
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）



（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ(特別分配金) … 減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照下さい。

(2) 【ファンドの沿革】

平成17年11月18日

信託契約締結、当初設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金（注1）、償還金など↑↓お申込金（ 5）	
お取扱窓口	販売会社 受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないます。 受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑ ↓ 1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（ 5）
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社 当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など
↓ 運用指図 ↑ ↓ 2	損益↑↓信託金（ 5）
受託会社	株式会社りそな銀行 再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など
	損益↑↓投資
投資対象	海外の公社債、不動産投資信託証券および株式 など （ファミリーファンド方式で運用を行ないます。なお、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&ステアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）（注2）に運用の指図にかかる権限を委託します。）

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約（ 3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、世界REITマザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないます（ 4）。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。
- 4：投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- 5：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

〔ファミリーファンド方式について〕

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主として各マザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を各マザーファンドで行なうしくみです。

< 委託会社の概況（平成25年3月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

・ 沿革

昭和34年12月12日 設立登記
 昭和35年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 昭和35年 4月 1日 営業開始
 昭和60年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 平成 7年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 平成 7年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 平成19年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

主要投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

1. ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券
2. 世界REITマザーファンドの受益証券
3. 世界好配当株マザーファンドの受益証券

投資態度

イ. 主として、各マザーファンドの受益証券に投資を行ない、安定的な配当等収益の確保と値上がり益の獲得により、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ. 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないます。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

ハイグレード・ソブリン・マザーファンドの受益証券

.....信託財産の純資産総額の3分の1

世界REITマザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の3分の1

世界好配当株マザーファンドの受益証券……信託財産の純資産総額の3分の1

ハ．保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。保有実質外貨建資産とは、信託財産にかかる保有外貨建資産および各マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした資産との合計をいいます。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第5号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3．外国法人が発行する譲渡性預金証書

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

運用体制

The diagram illustrates the investment management process, organized into three main functional areas:

- Left Column (Fund Management Policy Decision):**
 - ファンド運営上の諸方針の決定 (Decision on various fund management policies)
 - ファンド個別会議 (Individual Fund Meetings)
 - 基本計画書 (Basic Plan Document)
 - 商品本部 (Product Department)
 - 運用本部 (Investment Management Department)
 - トレーディング・オペレーション本部 (Trading & Operations Department)
 - 法務コンプライアンス部 (Legal & Compliance Department)
- Center Column (Investment Management - Decision and Execution):**
 - 運用方針の決定 (Decision on Investment Policy):**
 - 調査部 投資調査課 (Research Dept. Investment Research Section): マクロ・市場動向分析 (Macro/Market Trend Analysis)
 - 調査部 企業調査課 (Research Dept. Company Research Section): 銘柄・セクター分析 (Stock/Sector Analysis)
 - クレジットリサーチチーム (Credit Research Team): 信用リスクの分析 (Credit Risk Analysis)
 - クワウンツリサーチチーム (Quant Research Team): 定量的分析・運用モデル (Quantitative Analysis/Investment Model)
 - 海外現地法人 (Overseas Local Entities)
 - 大和総研等 (Daikoku Research, etc.)
 - 運用本部 (Investment Management Dept.):**
 - 投資環境検討会等 (Investment Environment Review Committee, etc.)
 - 運用会議 (Investment Meeting)
 - 議長 CIO (Chairman CIO)
 - 運用部 ファンドマネージャー (Investment Dept. Fund Manager)
- Right Column (Risk Management):**
 - リスク管理 法務管理 運用評価 (Risk Management, Legal Management, Investment Evaluation)
 - 取締役会 (Board of Directors)
 - 運用審査会議 (Investment Review Meeting)
 - コンプライアンス・監査会議 (Compliance & Audit Meeting)
 - ファンド評価会議 (Fund Evaluation Meeting)
 - 審査部 (Review Department)
 - 法務コンプライアンス部 (Legal & Compliance Department)
 - 運用本部 (Investment Management Department)

Flow of the Process:

- The **Investment Policy Decision** phase feeds into the **Investment Management** phase.
- Within **Investment Management**, the **Decision** phase (research and analysis) feeds into the **Execution** phase.
- The **Execution** phase involves the **Fund Manager** and **Portfolio**, who report to the **Board of Directors** and the **Investment Review Meeting**.
- The **Investment Review Meeting** also receives input from the **Compliance & Audit Meeting** and the **Fund Evaluation Meeting**.

運用方針は次の過程を経て決定しております。

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ ファンド運用に関する組織運営
- ・ ファンドマネージャーの任命・変更
- ・ 運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・ 各ファンドの分配政策の決定
- ・ 代表取締役に対する随時の的確な状況報告
- ・ その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（１～５名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（１～５名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に１名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

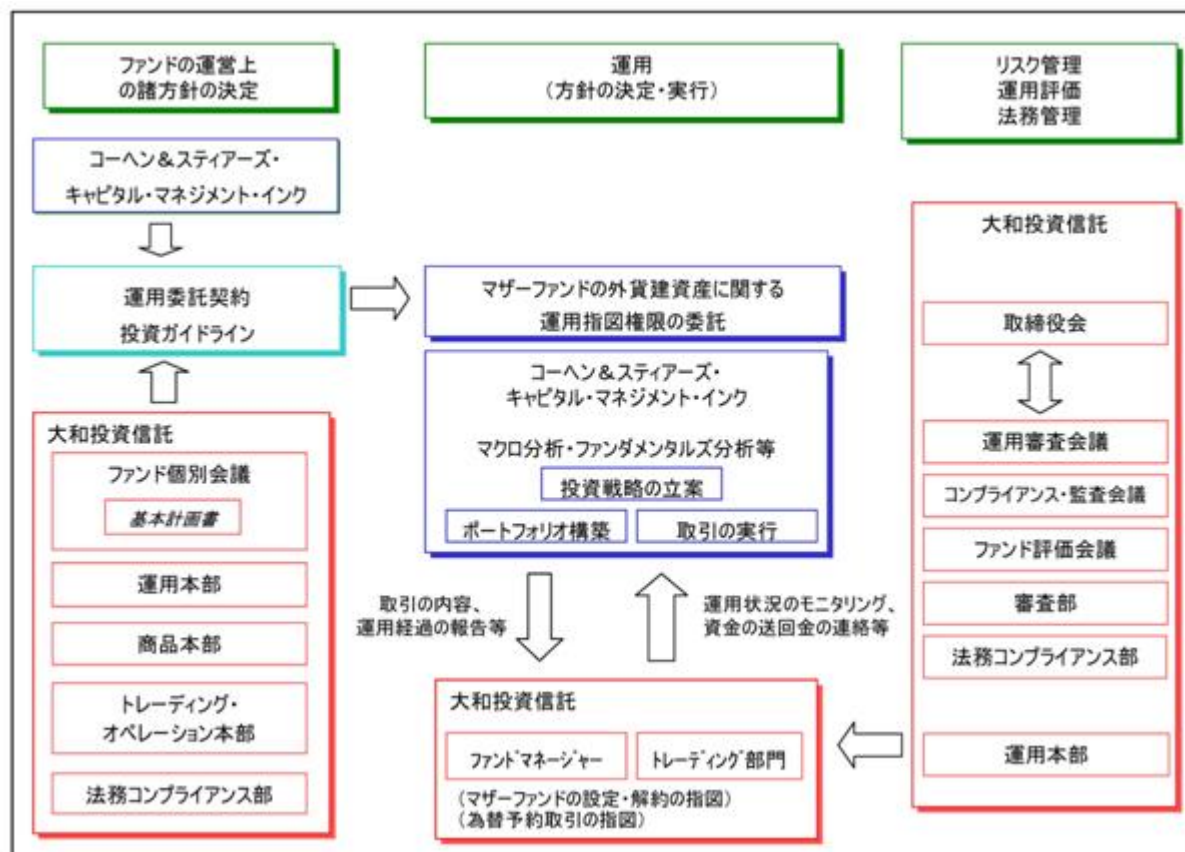
これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は25～35名程度です。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

海外のリート部分にかかる運用体制について

（世界REITマザーファンドにかかるものを含みます。）



イ．ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。なお、世界REITマザーファンドでは、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクと委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

ロ．運用の実行

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクは、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

ハ．モニタリング

委託会社は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクとの間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。これらの報告および調査をもとに評価を行ない、委託会社でのファンド個別会議へ報告しています。

ニ．リスク管理、運用評価、法務管理

（前 に同じ。）

上記の運用体制は平成25年4月1日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、安定した分配を継続的にこなうことをめざします。基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> マザーファンドの概要

1. ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

(1) 投資方針

主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）を投資対象とし、安定的な利子等収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行

ないます。

投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

イ．米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンドおよび北欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします（上記の投資割合は10%の範囲内で変動することがあります。）。

北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

ロ．ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。

ハ．国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA 3以上またはS & PでA - 以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてA A格相当以上（ムーディーズでA a 3以上またはS & PでA A - 以上）とすることを基本とします。

ニ．ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。

ホ．金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建の国債先物取引等を利用することがあります。

外貨建資産の投資にあたっては、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

海外の公社債等を主要投資対象とします。

(3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限り、

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

2. 世界REITマザーファンド

(1) 投資方針

主として海外の金融商品取引所（ ）上場および店頭登録（上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。

投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

イ．個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

ロ．組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。

外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

(3) 主な投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(4) 運用指図権限の委託

委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーヘン＆スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

New York, New York, USA

前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

3. 世界好配当株マザーファンド

(1) 投資方針

主として海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と株式の値上がり益の獲得により信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

イ．北米、欧州、アジア・オセアニアの3地域に均等に投資することを基本とします。

ロ．定量分析データ（S & P社クオリティランキング等）を参考に、配当の質の高い企業を選定します。

ハ．配当利回りの水準、時価総額規模、流動性を勘案します。

ニ．定性分析に基づき利益や配当の継続性を考慮します。

株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式を主要投資対象とします。

(3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますようお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・ リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・ 金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・ リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・ リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・ リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・ 法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもあります。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・ その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・ 金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

二．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

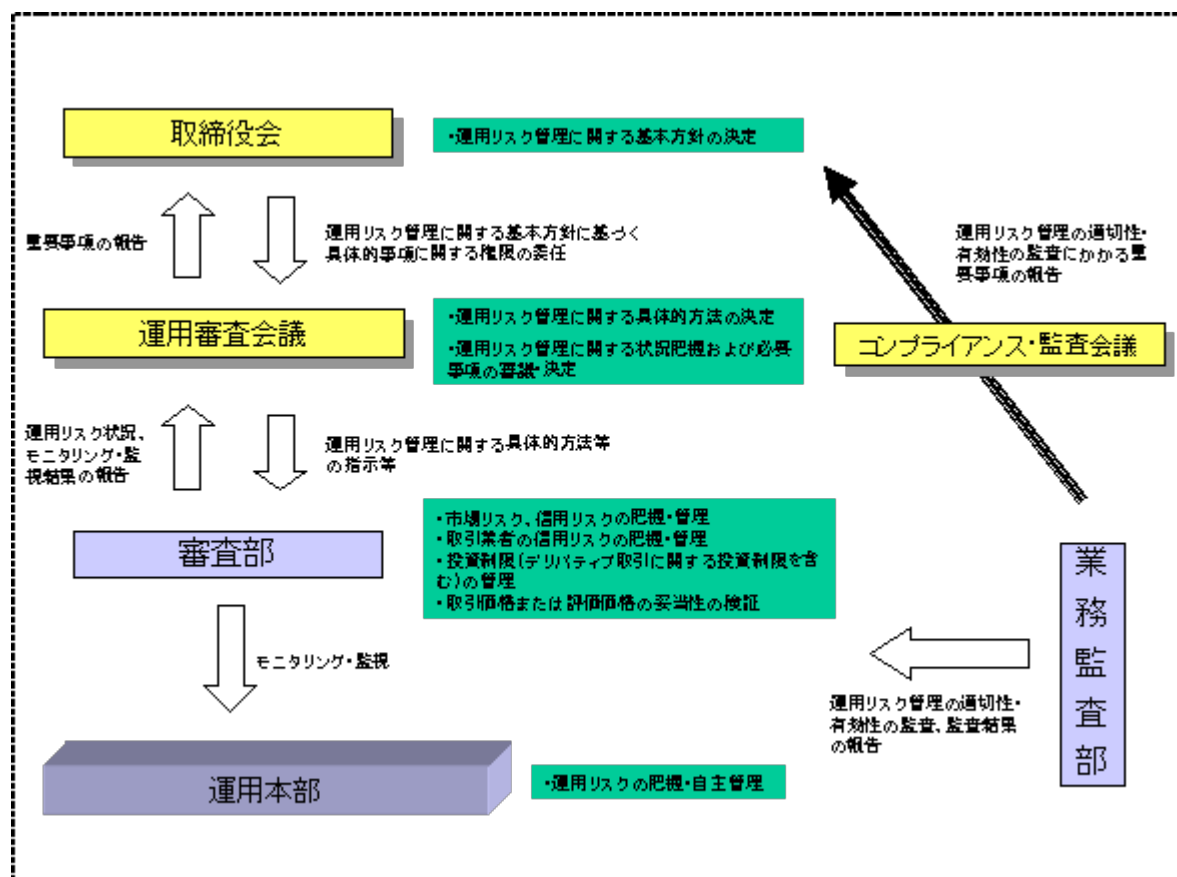
通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制



4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.1%（税抜2.0%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.365%（税抜1.30%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、信託財産の純資産総額に応じて次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
200億円未満の場合	年率0.63% （税抜0.6%）	年率0.6825% （税抜0.65%）	年率0.0525% （税抜0.05%）
200億円以上500億円未満の場合	年率0.5775% （税抜0.55%）	年率0.735% （税抜0.7%）	
500億円以上1,000億円未満の場合	年率0.5250% （税抜0.5%）	年率0.7875% （税抜0.75%）	
1,000億円以上の場合	年率0.4725% （税抜0.45%）	年率0.84% （税抜0.8%）	

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社は、「世界REITマザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に次の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月9日および9月9日または信託終了のときに行なうものとします。

275億円以下の部分	年率0.57%
275億円超1,500億円以下の部分	年率0.47%
1,500億円超3,000億円以下の部分	年率0.37%
3,000億円超の部分	年率0.30%

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（台湾株式等への投資にかかる会計事務所等への支払金等を含むものとします。）、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

< マザーファンドより支弁する手数料等 >

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）
平成26年1月1日から	20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、上記イ．の表と同じです。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、軽減税率が適用されます。また、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

期間ごとの税率は、以下のとおりとなります。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）
平成26年1月1日から	15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

なお、税額控除制度が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（ ）上記は、平成25年3月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（ ）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成25年3月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	117,856,139,223	99.11
内 日本	117,856,139,223	99.11
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,063,374,420	0.89
純資産総額	118,919,513,643	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成25年3月29日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	世界REITマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	33,070,155,094 40,190,159,488	1.2153	1.1917 39,409,703,825	33.14
2	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	29,509,455,746 39,412,829,097	1.3356	1.3306 39,265,281,815	33.02
3	世界好配当株マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	30,569,675,886 40,403,940,620	1.3217	1.2817 39,181,153,583	32.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.11%
合計	99.11%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末 (平成18年3月9日)	94,075,690,564	94,997,886,432	1.0109	1.0208
第2特定期間末 (平成18年9月11日)	198,665,297,195	204,126,499,593	1.0106	1.0384
第3特定期間末 (平成19年3月9日)	536,452,338,190	538,417,742,729	0.9545	0.9580
第4特定期間末 (平成19年9月10日)	632,044,762,228	634,507,408,343	0.8983	0.9018
第5特定期間末 (平成20年3月10日)	516,900,636,437	519,226,621,662	0.7778	0.7813
第6特定期間末 (平成20年9月9日)	463,391,087,394	465,581,763,135	0.7404	0.7439
第7特定期間末 (平成21年3月9日)	247,696,553,603	248,873,399,105	0.4209	0.4229
第8特定期間末 (平成21年9月9日)	315,057,955,643	316,165,320,798	0.5690	0.5710
第9特定期間末 (平成22年3月9日)	263,322,030,997	263,998,891,910	0.5836	0.5851
第10特定期間末 (平成22年9月9日)	209,246,812,763	209,806,059,493	0.5612	0.5627
第11特定期間末 (平成23年3月9日)	180,492,944,357	180,943,539,274	0.6008	0.6023
第12特定期間末 (平成23年9月9日)	140,322,172,310	140,704,926,054	0.5499	0.5514
第13特定期間末 (平成24年3月9日)	127,228,973,188	127,549,946,058	0.5946	0.5961
平成24年3月末日	126,138,349,436	-	0.6025	-
4月末日	123,953,789,691	-	0.6006	-
5月末日	112,012,745,254	-	0.5541	-
6月末日	112,373,568,385	-	0.5665	-
7月末日	112,980,347,560	-	0.5822	-
8月末日	110,986,032,524	-	0.5855	-
第14特定期間末 (平成24年9月10日)	111,584,082,156	111,866,699,242	0.5922	0.5937
9月末日	109,567,408,290	-	0.5911	-
10月末日	109,649,171,623	-	0.6036	-
11月末日	111,044,896,652	-	0.6275	-
12月末日	116,082,679,476	-	0.6699	-
平成25年1月末日	121,352,257,226	-	0.7132	-
2月末日	119,322,670,029	-	0.7165	-

第15特定期間末 (平成25年3月11日)	123,254,424,883	123,502,388,767	0.7456	0.7471
3月末日	118,919,513,643	-	0.7319	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0330
第2特定期間	0.0570
第3特定期間	0.1595
第4特定期間	0.0425
第5特定期間	0.0210
第6特定期間	0.0210
第7特定期間	0.0120
第8特定期間	0.0120
第9特定期間	0.0105
第10特定期間	0.0090
第11特定期間	0.0090
第12特定期間	0.0090
第13特定期間	0.0090
第14特定期間	0.0090
第15特定期間	0.0090

(注) 1口当たり分配金は外国税額控除前のものです。

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	4.4
第2特定期間	5.6
第3特定期間	10.2
第4特定期間	1.4
第5特定期間	11.1
第6特定期間	2.1
第7特定期間	41.5
第8特定期間	38.0
第9特定期間	4.4
第10特定期間	2.3
第11特定期間	8.7
第12特定期間	7.0
第13特定期間	9.8
第14特定期間	1.1
第15特定期間	27.4

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量（口）	解約数量（口）
第1特定期間	63,846,296,834	243,137,623
第2特定期間	108,337,280,749	4,819,610,283

第3特定期間	371,636,103,559	6,176,511,905
第4特定期間	163,989,385,108	22,411,941,779
第5特定期間	13,158,816,306	52,204,785,132
第6特定期間	3,930,025,653	42,589,267,683
第7特定期間	2,617,595,429	40,102,809,501
第8特定期間	2,819,010,665	37,532,553,353
第9特定期間	1,626,843,631	104,095,442,681
第10特定期間	1,072,250,363	79,481,705,862
第11特定期間	1,017,329,546	73,451,871,467
第12特定期間	745,042,458	45,972,491,335
第13特定期間	668,829,527	41,856,078,692
第14特定期間	553,115,372	26,123,638,535
第15特定期間	480,417,679	23,582,552,208

(注) 当初設定数量は29,455,311,324口です。

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

(1) 投資状況（平成25年3月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
国債証券		51,764,740,401	92.45
	内 ユーロ	13,625,127,215	24.33
	内 ノルウェー	453,565,890	0.81
	内 スウェーデン	1,261,542,800	2.25
	内 デンマーク	1,479,471,828	2.64
	内 イギリス	9,807,225,906	17.52
	内 カナダ	7,722,205,193	13.79
	内 アメリカ	13,130,479,538	23.45
特殊債券	内 オーストラリア	4,285,122,031	7.65
		3,038,172,582	5.43
	内 ノルウェー	162,375,871	0.29
	内 オーストラリア	2,875,796,711	5.14
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,189,686,450	2.12
純資産総額		55,992,599,433	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成25年3月29日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単 価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
-----	----	----	---------------------	-------------------	-----------------------	--------------------------	-----------------

1	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	41,200,000	173.45 6,615,896,404	175.77 4,388,079	9.000000 2025/06/01	11.97
2	UNITED KINGDOM GILT BOND	イギリス	国債証券	28,600,000	148.26 6,070,321,583	151.02 3,326,635	8.000000 2021/06/07	11.04
3	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	43,200,000	150.01 6,095,049,447	151.80 1,735,798	8.125000 2021/05/15	11.02
4	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	22,000,000	151.04 3,125,292,786	152.78 1,191,671	8.125000 2021/08/15	5.65
5	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	21,000,000	108.37 2,747,537,218	109.20 1,580,360	3.000000 2022/04/25	4.94
6	BELGIUM GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	18,000,000	114.87 2,496,351,108	115.44 1,694,547	3.750000 2020/09/28	4.48
7	KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU	オーストラリア	特殊債券	20,000,000	111.62 2,186,306,806	112.41 1,818,948	6.250000 2019/12/04	3.93
8	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	17,000,000	116.47 1,939,037,551	117.24 1,956,428	5.750000 2021/05/15	3.49
9	UNITED KINGDOM GILT BOND	イギリス	国債証券	11,000,000	122.02 1,921,522,152	123.89 1,970,164	4.750000 2020/03/07	3.48
10	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	16,500,000	108.90 1,759,687,526	110.56 1,510,548	4.750000 2027/04/21	3.19
11	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	11,500,000	111.13 1,542,923,353	111.87 1,197,486	3.250000 2021/10/25	2.77
12	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマーク	国債証券	57,000,000	157.79 1,456,179,549	160.31 1,471,827	7.000000 2024/11/10	2.64
13	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	10,000,000	137.71 1,295,244,840	139.32 1,379,840	5.375000 2031/02/15	2.34
14	SWEDISH GOVERNMENT BOND	スウェーデン	国債証券	70,000,000	122.31 1,237,195,195	124.72 1,542,800	5.000000 2020/12/01	2.25
15	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	7,000,000	155.24 1,006,093,708	157.05 1,817,113	8.000000 2023/06/01	1.82
16	AUSTRIA GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	7,000,000	115.70 977,817,620	116.07 1,944,530	3.500000 2021/09/15	1.75
17	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	7,000,000	146.74 966,075,957	148.71 1,084,953	7.250000 2022/08/15	1.75
18	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	6,500,000	116.18 911,755,974	116.50 1,267,162	4.000000 2018/07/15	1.63
19	BELGIUM GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	6,000,000	118.55 858,759,763	119.18 1,352,303	4.250000 2021/09/28	1.54
20	AUSTRIA GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	6,000,000	116.64 844,938,580	117.38 1,291,731	3.650000 2022/04/20	1.52
21	UNITED KINGDOM GILT BOND	イギリス	国債証券	4,300,000	117.21 721,530,697	119.87 1,905,335	4.000000 2022/03/07	1.32
22	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	5,000,000	113.85 687,303,817	114.59 1,722,535	3.500000 2020/04/25	1.24
23	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	4,800,000	116.17 673,221,365	118.23 1,147,579	3.250000 2021/07/04	1.22
24	INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK	オーストラリア	特殊債券	6,000,000	114.05 670,140,853	114.70 1,977,763	6.500000 2019/08/20	1.20

25	UNITED KINGDOM GILT BOND	イギリス	国債証券	2,800,000	142.81 572,451,028	146.89 588,805,627	6.000000 2028/12/07	1.05
26	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	6,000,000	91.74 539,069,394	93.03 546,655,053	2.750000 2024/04/21	0.98
27	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	3,500,000	150.75 496,231,302	152.84 503,120,945	7.625000 2022/11/15	0.90
28	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノルウェー	国債証券	24,100,000	115.54 449,173,203	116.67 453,565,889	4.500000 2019/05/22	0.81
29	GERMAN GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	3,400,000	102.97 422,706,153	105.08 431,334,485	1.750000 2022/07/04	0.77
30	U.S. TREASURY BOND	アメリカ	国債証券	3,400,000	120.10 384,046,969	123.17 393,889,488	4.250000 2040/11/15	0.70

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	92.45%
特殊債券	5.43%
合計	97.88%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考) 世界 R E I T マザーファンド

(1) 投資状況（平成25年3月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資証券		40,714,758,457	96.38
	内 香港	1,753,135,559	4.15
	内 シンガポール	2,510,562,096	5.94
	内 イギリス	3,721,543,210	8.81
	内 オランダ	842,469,893	1.99
	内 フランス	2,780,360,575	6.58
	内 ドイツ	102,138,924	0.24
	内 カナダ	1,344,139,214	3.18
	内 アメリカ	19,407,087,801	45.94

内 オーストラリア	8,253,321,185	19.54
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,528,818,312	3.62
純資産総額	42,243,576,769	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）	14,528,486	0.03
内 日本	14,528,486	0.03
為替予約取引（売建）	127,376,444	0.30
内 日本	127,376,444	0.30

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成25年3月29日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 面金額	簿価単 価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	146,334 2,202,034,032	15,048.00	14,912.56 2,182,215,726	5.17
2	WESTFIELD GROUP	オーストラ リア	投資証券	2,046,505 2,254,660,140	1,101.71	1,062.54 2,174,494,446	5.15
3	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	投資証券	87,671 1,963,957,654	22,401.45	21,936.64 1,923,207,253	4.55
4	LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス	投資証券	1,120,127 1,359,028,806	1,213.28	1,186.79 1,329,362,691	3.15
5	LINK REIT	香港	投資証券	2,565,149 1,305,763,447	509.04	512.67 1,315,090,329	3.11
6	WESTFIELD RETAIL TRUST	オーストラ リア	投資証券	4,138,796 1,256,468,106	303.58	295.74 1,224,043,123	2.90
7	GPT GROUP	オーストラ リア	投資証券	2,585,402 997,562,366	385.84	363.32 939,329,030	2.22
8	HCP INC	アメリカ	投資証券	190,887 878,256,961	4,600.92	4,689.33 895,132,708	2.12
9	GOODMAN GROUP	オーストラ リア	投資証券	1,837,396 874,489,885	475.93	468.10 860,094,990	2.04
10	VENTAS INC	アメリカ	投資証券	124,831 825,816,609	6,615.47	6,884.46 859,394,026	2.03
11	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	227,586 839,269,006	3,687.70	3,760.11 855,750,443	2.03
12	CAPITAMALL TRUST	シンガポ ール	投資証券	5,227,609 832,021,021	159.15	158.40 828,059,016	1.96
13	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	57,396 812,251,174	14,151.70	14,325.69 822,237,648	1.95

14	DEXUS PROPERTY GROUP	オーストラリア	投資証券	7,265,752,743	102.33 554,173	101.84 739,996,497	1.75
15	STOCKLAND	オーストラリア	投資証券	2,058,978,750	364.29 084,862	357.44 735,970,362	1.74
16	HAMMERSON PLC	イギリス	投資証券	1,018,537,755	741.56 315,261	704.20 717,257,870	1.70
17	APARTMENT INVT & MGMT CO -A	アメリカ	投資証券	246,886,706	2,860.06 108,897	2,883.57 711,913,804	1.69
18	MIRVAC GROUP	オーストラリア	投資証券	4,342,605,680	156.68 434,092	158.64 688,939,518	1.63
19	CORIO NV	オランダ	投資証券	144,888,642	4,433.80 405,755	4,393.96 636,633,286	1.51
20	KLEPIERRE	フランス	投資証券	167,284,646	3,865.17 581,257	3,699.77 618,912,467	1.47
21	VORNADO REALTY TRUST	アメリカ	投資証券	77,753,616	7,922.77 019,291	7,866.34 611,631,690	1.45
22	HOST HOTELS & RESORTS INC	アメリカ	投資証券	336,592,535	1,592.26 944,166	1,644.93 553,671,793	1.31
23	FEDERATION CENTRES	オーストラリア	投資証券	2,388,931,566	236.99 154,191	231.11 552,117,310	1.31
24	SUNTEC REIT	シンガポール	投資証券	3,976,600,542	136.42 495,725	136.42 542,495,725	1.28
25	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	246,527,511	2,075.68 712,026	2,106.72 519,363,361	1.23
26	SL GREEN REALTY CORP	アメリカ	投資証券	63,941,507	7,942.52 852,831	8,098.64 517,835,492	1.23
27	BRITISH LAND CO PLC	イギリス	投資証券	625,468,523	836.77 372,983	778.07 486,660,764	1.15
28	ASCENDAS REIT	シンガポール	投資証券	2,300,900,454	197.50 569,457	197.05 453,401,549	1.07
29	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ	投資証券	87,306,451	5,166.16 037,332	5,178.39 452,104,779	1.07
30	CHAMPION REIT	香港	投資証券	8,968,324,434	48.48 784,348	48.84 438,045,230	1.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	96.38%
合計	96.38%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	英ポンド買/円売 2013年4月	買建	48,843	6,971,185	6,991,942	0.02%
		米ドル買/円売 2013年4月	買建	80,142	7,564,145	7,536,544	0.02%
		ユーロ売/円買 2013年4月	売建	62,768	7,564,145	7,577,954	0.02%
		米ドル売/円買 2013年4月	売建	1,273,910	120,149,665	119,798,490	0.28%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考) 世界好配当株マザーファンド

(1) 投資状況（平成25年3月29日現在）

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
株式		37,936,282,518	96.83
	内 韓国	1,602,987,120	4.09
	内 中国	1,485,875,640	3.79
	内 台湾	2,338,453,739	5.97
	内 香港	719,625,000	1.84
	内 シンガポール	993,713,006	2.54
	内 ノルウェー	615,125,615	1.57
	内 スウェーデン	502,282,000	1.28
	内 デンマーク	275,391,900	0.70
	内 イギリス	4,131,265,712	10.54
	内 フランス	2,687,577,775	6.86
	内 ドイツ	1,603,922,196	4.09
	内 スイス	1,742,646,400	4.45
	内 スペイン	191,357,050	0.49
	内 イタリア	507,935,256	1.30
	内 カナダ	236,365,998	0.60
	内 アメリカ	12,815,282,443	32.71
	内 オーストラリア	5,486,475,668	14.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,243,610,393	3.17
純資産総額		39,179,892,911	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引（買建）	250,071,471	0.64

	内 日本	250,071,471	0.64
為替予約取引（売建）		251,241,204	0.64
	内 日本	251,241,204	0.64

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産（平成25年3月29日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、 口数 または 額 面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	TSMC	台湾	株式	情報技術	3,601,286	324.99 1,170,381,937	314.00 1,130,803,804	2.89
2	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	84,000	11,151.50 936,726,714	11,175.02 938,701,764	2.40
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	株式	情報技術	7,200	127,115.20 915,229,440	128,048.00 921,945,600	2.35
4	WESTPAC BANKING CORP	オーストラリア	株式	金融	297,100	3,060.31 909,218,844	3,012.32 894,962,292	2.28
5	BNP PARIBAS	フランス	株式	金融	175,000	5,371.88 940,079,734	4,834.02 845,955,110	2.16
6	AUSTRALIA & NEW ZEALAND BANK	オーストラリア	株式	金融	295,000	2,851.72 841,257,872	2,793.94 824,213,156	2.10
7	COMMONWEALTH BANK	オーストラリア	株式	金融	110,000	6,838.45 752,229,709	6,660.21 732,624,123	1.87
8	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	イギリス	株式	生活必需品	135,247	5,099.35 689,673,034	5,049.25 682,896,348	1.74
9	ALTRIA GROUP INC	アメリカ	株式	生活必需品	210,000	3,197.70 671,517,000	3,234.37 679,219,695	1.73
10	BHP BILLITON LTD	オーストラリア	株式	素材	201,000	3,534.29 710,393,034	3,208.18 644,845,547	1.65
11	LOWE'S COS INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	177,000	3,697.10 654,387,674	3,566.37 631,248,552	1.61
12	INTL BUSINESS MACHINES CORP	アメリカ	株式	情報技術	29,000	19,786.23 573,800,931	20,060.86 581,765,085	1.48
13	DIAGEO PLC	イギリス	株式	生活必需品	195,000	2,854.61 556,649,028	2,970.57 579,261,150	1.48
14	PRUDENTIAL PLC	イギリス	株式	金融	360,000	1,454.50 523,622,016	1,524.65 548,875,440	1.40
15	MICHELIN (CGDE)-B	フランス	株式	一般消費財・サービス	69,000	8,190.32 565,132,301	7,877.63 543,556,643	1.39
16	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	120,000	4,721.31 566,557,200	4,463.61 535,633,560	1.37

17	PFIZER INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	190,000	2,651.26 503,741,205	2,714.28 515,713,770	1.32
18	GENERAL ELECTRIC CO	アメリカ	株式	資本財・サービス	235,000	2,235.56 525,358,598	2,174.43 510,992,460	1.30
19	ENI SPA	イタリア	株式	エネルギー	240,000	2,184.00 524,161,368	2,116.39 507,935,256	1.30
20	TELSTRA CORP LTD	オーストラリア	株式	電気通信サービス	1,140,000	438.72 500,187,076	441.66 503,497,302	1.29
21	NESTLE SA-REG	スイス	株式	生活必需品	68,000	6,676.16 453,978,880	6,810.08 463,085,440	1.18
22	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	スイス	株式	ヘルスケア	20,000	21,237.92 424,759,445	21,923.20 438,464,000	1.12
23	FUBON FINANCIAL HOLDING	台湾	株式	金融	3,100,000	134.60 417,291,613	134.23 416,128,500	1.06
24	WESFARMERS LTD	オーストラリア	株式	生活必需品	105,000	4,174.75 438,349,370	3,936.78 413,362,530	1.06
25	BASF SE	ドイツ	株式	素材	50,000	8,847.09 442,354,720	8,248.27 412,413,680	1.05
26	SYNGENTA AG-REG	スイス	株式	素材	10,000	40,205.76 402,057,600	39,283.20 392,832,000	1.00
27	RIO TINTO LTD	オーストラリア	株式	素材	67,000	6,302.77 422,285,912	5,601.59 375,306,932	0.96
28	UNION PACIFIC CORP	アメリカ	株式	資本財・サービス	28,000	13,044.73 365,252,580	13,393.66 375,022,494	0.96
29	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	スウェーデン	株式	金融	90,000	4,053.22 364,790,250	4,024.32 362,189,250	0.92
30	SEMBICORP INDUSTRIES LTD	シンガポール	株式	資本財・サービス	920,000	395.62 363,973,896	393.35 361,882,092	0.92

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	96.83%
合計	96.83%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	8.34%
素材	8.23%
資本財・サービス	10.57%
一般消費財・サービス	8.87%
生活必需品	9.32%
ヘルスケア	7.58%
金融	25.14%
情報技術	11.48%
電気通信サービス	4.16%
公益事業	2.63%
その他	0.49%

合計	96.83%
----	--------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	スイス・フラン買/円売 2013年4月	買建	700,000	69,218,839	69,440,000	0.18%
		豪ドル買/円売 2013年4月	買建	1,845,061	182,808,000	180,631,471	0.46%
		ユーロ売/円買 2013年4月	売建	574,383	69,218,839	69,345,204	0.18%
		シンガポール・ドル売/円 買 2013年4月	売建	2,400,000	182,808,000	181,896,000	0.46%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

[次へ](#)

(参考情報)

2013年3月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	7,319円
純資産総額	1,189億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	2.4%
3カ月間	9.9%
6カ月間	25.5%
1年間	25.1%
3年間	31.5%
5年間	13.9%
設定来	20.0%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 180円 設定来分配金合計額: 4,225円

決算期	第77期	第78期	第79期	第80期	第81期	第82期	第83期	第84期	第85期	第86期	第87期	第88期
	12年4月	12年5月	12年6月	12年7月	12年8月	12年9月	12年10月	12年11月	12年12月	13年1月	13年2月	13年3月
分配金	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円	15円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

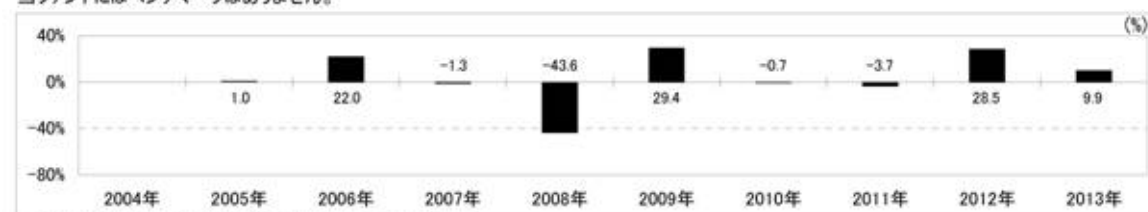
資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位銘柄	国・地域名	比率
外国債券	41	32.3%	米ドル	34.6%	直接利回り(%)	TSMC	台湾	1.0%
外国リート	96	31.9%	豪ドル	15.8%	最終利回り(%)	CHEVRON CORP	アメリカ	0.8%
外国株式	131	31.9%	ユーロ	15.4%	修正デュレーション	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国	0.8%
			英ポンド	12.3%	残存年数	WESTPAC BANKING CORP	オーストラリア	0.8%
			カナダ・ドル	5.9%	債券格付別構成	BNP PARIBAS	フランス	0.7%
			香港ドル	3.3%	AAA	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	1.7%
			シンガポール・ドル	2.9%	AA	WESTFIELD GROUP	オーストラリア	1.7%
			台湾ドル	2.0%	A	UNIBAIL-RODAMCO SE	フランス	1.5%
			日本円	1.7%	BBB	LAND SECURITIES GROUP PLC	イギリス	1.0%
コール・ローン、その他		3.8%	その他	6.2%	BB	LINK REIT	香港	1.0%
合計	268	100.0%	合計	100.0%	合計	100.0%	合計	11.0%

※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

※債券格付別構成について、日系発行体はR&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの順で格付けを採用し、海外発行体はMoody's、S&Pの格付けの高い方を採用し、算出しています。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2005年は設定日(11月18日)から年末、2013年は3月29日までの騰落率を表しています。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行ないません。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないません。

2 【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

< 一部解約 >

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、ニューヨーク証券取引所、ロンドン国際金融先物取引所（L I F F E）またはオーストラリア証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行

の請求の受付けを行いません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・ 公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価します。
 - 1．金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、2．価格情報会社の提供する価額
- ・ 海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・ 外国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。
- ・ 外国の店頭登録株式：原則として当該海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・ お電話によるお問い合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

- ・ 委託会社のホームページ

アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月10日から翌月9日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。

ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前 1. から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 1. の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 3.または前 3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年3月および9月の計算期末に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク（投資顧問会社）と委託会社との運用委託契約は、原則としてファンドの信託期間終了まで存続します。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成24年9月11日から平成25年3月11日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

りそな・世界資産分散ファンド

りそな・世界資産分散ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 平成24年9月10日現在	当 期 平成25年3月11日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,340,832,334	1,409,214,290
親投資信託受益証券	110,649,289,234	122,211,611,183
未収入金	250,000,000	320,000,000
流動資産合計	112,240,121,568	123,940,825,473
資産合計	112,240,121,568	123,940,825,473
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	282,617,086	247,963,884
未払解約金	236,984,699	313,849,808
未払受託者報酬	5,167,104	4,709,849
未払委託者報酬	129,177,834	117,746,480
その他未払費用	2,092,689	2,130,569
流動負債合計	656,039,412	686,400,590
負債合計	656,039,412	686,400,590
純資産の部		
元本等		
元本	₁ 188,411,390,693	₁ 165,309,256,164
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	₂ 76,827,308,537	₂ 42,054,831,281
（分配準備積立金）	1,035,551,060	1,099,963,284
元本等合計	111,584,082,156	123,254,424,883
純資産合計	111,584,082,156	123,254,424,883
負債純資産合計	112,240,121,568	123,940,825,473

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 平成24年3月10日 至 平成24年9月10日	当 期 自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日
営業収益		
受取利息	343,564	346,431
有価証券売買等損益	1,909,754,919	28,969,321,949
営業収益合計	1,910,098,483	28,969,668,380
営業費用		
受託者報酬	31,227,527	29,993,443
委託者報酬	¹ 780,689,186	¹ 749,837,151
その他費用	2,092,689	2,130,569
営業費用合計	814,009,402	781,961,163
営業利益	1,096,089,081	28,187,707,217
経常利益	1,096,089,081	28,187,707,217
当期純利益	1,096,089,081	28,187,707,217
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	16,755,670	295,723,285
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	86,752,940,668	76,827,308,537
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,866,792,451	8,625,103,960
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,866,792,451	8,625,103,960
剰余金減少額又は欠損金増加額	230,359,874	173,757,228
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	230,359,874	173,757,228
分配金	² 1,790,133,857	² 1,570,853,408
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	76,827,308,537	42,054,831,281

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期 自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日 平成24年9月9日が休日のため、前特定期間末日を平成24年9月10日としており、平成25年3月9日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を平成25年3月11日としております。このため、当特定期間は182日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期 平成24年9月10日現在	当 期 平成25年3月11日現在
1. 1 期首元本額	213,981,913,856円	188,411,390,693円
期中追加設定元本額	553,115,372円	480,417,679円
期中一部解約元本額	26,123,638,535円	23,582,552,208円
2. 特定期間末日における受益権の総数	188,411,390,693口	165,309,256,164口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は76,827,308,537円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は42,054,831,281円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期 自 平成24年3月10日 至 平成24年9月10日	当 期 自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日
1. 1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	105,353,201円	101,514,832円

2. 2 分配金の計算過程

（自平成24年3月10日 至平成24年4月9日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（251,619,339円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（350,758,594円）及び分配準備積立金（833,496,320円）より分配対象額は1,435,874,253円（1万口当たり68.85円）であり、うち312,828,918円（1万口当たり15円）を分配金額としております。

（自平成24年4月10日 至平成24年5月9日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（422,352,209円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（345,733,908円）及び分配準備積立金（759,965,504円）より分配対象額は1,528,051,621円（1万口当たり74.42円）であり、うち307,979,266円（1万口当たり15円）を分配金額としております。

（自平成24年5月10日 至平成24年6月11日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（290,165,391円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（339,161,566円）及び分配準備積立金（856,100,555円）より分配対象額は1,485,427,512円（1万口当たり73.85円）であり、うち301,693,297円（1万口当たり15円）を分配金額としております。

（自平成24年9月11日 至平成24年10月9日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（246,301,449円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（313,141,575円）及び分配準備積立金（1,014,282,098円）より分配対象額は1,573,725,122円（1万口当たり85.24円）であり、うち276,938,625円（1万口当たり15円）を分配金額としております。

（自平成24年10月10日 至平成24年11月9日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（221,240,480円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（306,022,387円）及び分配準備積立金（959,454,875円）より分配対象額は1,486,717,742円（1万口当たり82.52円）であり、うち270,247,315円（1万口当たり15円）を分配金額としております。

（自平成24年11月10日 至平成24年12月10日）
 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（283,691,740円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（298,804,862円）及び分配準備積立金（887,293,970円）より分配対象額は1,469,790,572円（1万口当たり83.67円）であり、うち263,489,917円（1万口当たり15円）を分配金額としております。

（自平成24年6月12日 至平成24年7月9日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（406,316,974円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（332,954,484円）及び分配準備積立金（827,623,161円）より分配対象額は1,566,894,619円（1万口当たり79.46円）であり、うち295,778,724円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自平成24年12月11日 至平成25年1月9日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（342,382,243円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（293,823,612円）及び分配準備積立金（890,698,002円）より分配対象額は1,526,903,857円（1万口当たり88.52円）であり、うち258,725,397円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自平成25年1月10日 至平成25年2月12日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（322,427,124円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（288,406,563円）及び分配準備積立金（954,145,603円）より分配対象額は1,564,979,290円（1万口当たり92.61円）であり、うち253,488,270円（1万口当たり15円）を分配金額としております。
（自平成24年7月10日 至平成24年8月9日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（291,533,196円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（326,042,021円）及び分配準備積立金（916,996,566円）より分配対象額は1,534,571,783円（1万口当たり79.58円）であり、うち289,236,566円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自平成25年2月13日 至平成25年3月11日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（347,558,354円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（282,589,889円）及び分配準備積立金（1,000,368,814円）より分配対象額は1,630,517,057円（1万口当たり98.63円）であり、うち247,963,884円（1万口当たり15円）を分配金額としております。	（自平成24年8月10日 至平成24年9月10日） 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（420,316,283円）、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額（0円）、投資信託約款に規定される収益調整金（319,049,632円）及び分配準備積立金（897,851,863円）より分配対象額は1,637,217,778円（1万口当たり86.90円）であり、うち282,617,086円（1万口当たり15円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期 自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期 平成25年3月11日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	前 期 平成24年9月10日現在	当 期 平成25年3月11日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,427,731,496	2,534,897,068
合計	1,427,731,496	2,534,897,068

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 平成24年9月10日現在	当 期 平成25年3月11日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

当 期 自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日	
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	

（1口当たり情報）

	前 期 平成24年9月10日現在	当 期 平成25年3月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5922円 (5,922円)	0.7456円 (7,456円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	世界好配当株マザーファンド	30,940,256,662	40,893,737,230	
	世界REITマザーファンド	33,656,802,188	40,903,111,699	
	ハイグレード・ソブリン・マザーファンド	30,259,630,319	40,414,762,254	
親投資信託受益証券 合計			122,211,611,183	
合計			122,211,611,183	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」受益証券、「世界REITマザーファンド」受益証券及び「世界好配当株マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

[次へ](#)

「ハイグレード・ソブリン・マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成24年9月10日現在	平成25年3月11日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	-	439,916,034
コール・ローン	175,339,356	34,554,532
国債証券	48,928,208,629	53,375,038,587
特殊債券	3,952,616,107	3,030,207,967
派生商品評価勘定	-	2,100
未収入金	314,292,124	-
未収利息	717,548,395	751,186,897
前払費用	147,942,692	48,057,031
流動資産合計	54,235,947,303	57,678,963,148
資産合計	54,235,947,303	57,678,963,148
負債の部		
流動負債		
前受金	14,472,072	-
未払解約金	4,100,000	30,000,000
流動負債合計	18,572,072	30,000,000
負債合計	18,572,072	30,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	1 49,036,190,873	43,163,690,657
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,181,184,358	14,485,272,491
元本等合計	54,217,375,231	57,648,963,148
純資産合計	54,217,375,231	57,648,963,148
負債純資産合計	54,235,947,303	57,678,963,148

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として期末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
----------------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成24年9月10日現在	平成25年3月11日現在
1. 1 期首	平成24年3月10日	平成24年9月11日
期首元本額	57,198,968,460円	49,036,190,873円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	8,162,777,587円	5,872,500,216円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	33,078,191,022円	30,259,630,319円
りそな ハイグレード・ソブリン・ファンド（毎月決算型）	13,587,752,497円	10,795,118,244円
りそな・東京応援・資産分散ファンド	781,902,366円	683,431,623円
りそな・埼玉応援・資産分散ファンド	470,781,182円	422,439,164円
りそな・多摩応援・資産分散ファンド	103,680,301円	94,300,004円
りそな・神奈川応援・資産分散ファンド	64,309,153円	55,959,564円
りそな・中部応援・資産分散ファンド	402,242,587円	358,436,047円
りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド	83,526,108円	71,421,279円
りそな・大阪応援・資産分散ファンド	394,886,519円	361,409,850円
りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド	68,919,138円	61,544,563円
計	49,036,190,873円	43,163,690,657円
2. 期末日における受益権の総数	49,036,190,873口	43,163,690,657口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年3月11日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成24年9月10日現在	平成25年3月11日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	1,048,946,518	1,138,617,459
特殊債券	198,848,286	11,059,776
合計	1,247,794,804	1,149,677,235

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成24年3月10日から平成24年9月10日まで、及び平成24年9月11日から平成25年3月11日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成24年9月10日 現在				平成25年3月11日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								

売 建	-	-	-	-	50,160,600	-	50,158,500	2,100
イギリス・ポンド	-	-	-	-	50,160,600	-	50,158,500	2,100
合計	-	-	-	-	50,160,600	-	50,158,500	2,100

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成24年9月10日現在	平成25年3月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1057円 (11,057円)	1.3356円 (13,356円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	9% U.S. TREASURY BOND 20181115	アメリカ・ドル 1,100,000.000	アメリカ・ドル 1,584,341.000	
		8.75% U.S. TREASURY BOND 20200515	1,100,000.000	1,655,148.000	
		7.875% U.S. TREASURY BOND 20210215	1,000,000.000	1,472,340.000	
		8.125% U.S. TREASURY BOND 20210515	53,200,000.000	79,807,980.000	
		8.125% U.S. TREASURY BOND 20210815	22,000,000.000	33,230,120.000	
		7.25% U.S. TREASURY BOND 20220815	7,000,000.000	10,271,940.000	
		7.625% U.S. TREASURY BOND 20221115	3,500,000.000	5,276,250.000	
		7.125% U.S. TREASURY BOND 20230215	1,200,000.000	1,761,552.000	
		4.25% U.S. TREASURY BOND 20401115	3,400,000.000	4,083,434.000	
	アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 139,143,105.000 (13,371,652,391)	
	イギリス・ポンド		イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	

	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20151207	2,000,000.000	2,424,000.000	
	8% UNITED KINGDOM GILT BOND 20210607	28,600,000.000	42,402,360.000	
	6% UNITED KINGDOM GILT BOND 20281207	2,800,000.000	3,998,680.000	
	4.75% UNITED KINGDOM GILT BOND 20200307	11,000,000.000	13,422,200.000	
	4% UNITED KINGDOM GILT BOND 20220307	4,300,000.000	5,040,030.000	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 67,287,270.000 (9,643,611,536)	
オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	5.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20210515	20,000,000.000	23,294,400.000	
	4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421	16,500,000.000	17,968,830.000	
	2.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20240421	6,000,000.000	5,504,640.000	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 46,767,870.000 (4,591,669,477)	
カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	8% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20230601	7,000,000.000	10,867,290.000	
	9% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20250601	41,200,000.000	71,461,400.000	
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 82,328,690.000 (7,692,792,794)	
スウェーデン・クローナ		スウェーデン・クローナ	スウェーデン・クローナ	
	5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20201201	80,000,000.000	97,850,400.000	
スウェーデン・クローナ 小計			スウェーデン・クローナ 97,850,400.000 (1,466,777,496)	
デンマーク・クローネ		デンマーク・クローネ	デンマーク・クローネ	
	7% DANISH GOVERNMENT BOND 20241110	57,000,000.000	89,943,150.000	
デンマーク・クローネ 小計			デンマーク・クローネ 89,943,150.000 (1,505,648,331)	
ノルウェー・クローネ		ノルウェー・クローネ	ノルウェー・クローネ	
	4.5% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20190522	24,100,000.000	27,847,068.000	
ノルウェー・クローネ 小計			ノルウェー・クローネ 27,847,068.000 (466,438,389)	
ユーロ		ユーロ	ユーロ	
	6.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20240104	2,000,000.000	2,923,840.000	
	4.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20390704	2,000,000.000	2,756,660.000	
	3.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20190104	2,800,000.000	3,293,640.000	
	3.25% GERMAN GOVERNMENT BOND 20210704	4,800,000.000	5,576,256.000	

		1.75% GERMAN GOVERNMENT BOND 20220704	3,400,000.000	3,501,252.000	
		3.75% FRENCH GOVERNMENT BOND 20191025	2,200,000.000	2,539,592.000	
		3.5% FRENCH GOVERNMENT BOND 20200425	5,000,000.000	5,692,900.000	
		3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20211025	11,500,000.000	12,779,950.000	
		3% FRENCH GOVERNMENT BOND 20220425	21,000,000.000	22,757,700.000	
		4% NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 20180715	6,500,000.000	7,552,025.000	
		3.75% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20200928	18,000,000.000	20,677,140.000	
		4.25% BELGIUM GOVERNMENT BOND 20210928	6,000,000.000	7,113,060.000	
		6.25% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20270715	1,000,000.000	1,489,980.000	
		3.5% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20210915	10,000,000.000	11,570,300.000	
		3.65% AUSTRIA GOVERNMENT BOND 20220420	6,000,000.000	6,998,580.000	
		ユーロ 小計			ユーロ 117,222,875.000 (14,636,448,173)
	国債証券 合計			53,375,038,587 [53,375,038,587]	
特殊債券	オーストラリア・ドル	6.25% KFW-KREDIT WIEDERAUFBAU 20191204	20,000,000.000	22,325,200.000	
		6.5% INTER-AMERICAN DEVELOPMENT BANK 20190820	6,000,000.000	6,843,060.000	
		オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 29,168,260.000 (2,863,739,767)
	ノルウェー・クローネ	3% EUROPEAN INVESTMENT BANK 20200204	10,000,000.000	9,938,400.000	
		ノルウェー・クローネ 小計			ノルウェー・クローネ 9,938,400.000 (166,468,200)
	特殊債券 合計			3,030,207,967 [3,030,207,967]	
合計			56,405,246,554 [56,405,246,554]		

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 9銘柄	100%	23.7%
イギリス・ポンド	国債証券 5銘柄	100%	17.1%
オーストラリア・ドル	国債証券 3銘柄 特殊債券 2銘柄	100%	13.2%
カナダ・ドル	国債証券 2銘柄	100%	13.6%
スウェーデン・クローナ	国債証券 1銘柄	100%	2.6%
デンマーク・クローネ	国債証券 1銘柄	100%	2.7%

ノルウェー・クローネ	国債証券	1銘柄	100%	1.1%
	特殊債券	1銘柄		
ユーロ	国債証券	15銘柄	100%	26.0%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

[次へ](#)

「世界ＲＥＩＴマザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成24年9月10日現在	平成25年3月11日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,917,006,010	1,161,599,090
コール・ローン	738,787,150	318,960,417
投資証券	37,003,590,244	42,404,463,059
派生商品評価勘定	1,356,000	35,799
未収入金	20,590,537	277,730,451
未収配当金	49,593,272	41,388,370
流動資産合計	39,730,923,213	44,204,177,186
資産合計	39,730,923,213	44,204,177,186
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	1,741,575
未払金	-	393,940,657
未払解約金	165,800,000	700,000
流動負債合計	165,800,000	396,382,232
負債合計	165,800,000	396,382,232
純資産の部		
元本等		
元本	1 42,595,159,048	36,046,145,487
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2 3,030,035,835	7,761,649,467
元本等合計	39,565,123,213	43,807,794,954
純資産合計	39,565,123,213	43,807,794,954
負債純資産合計	39,730,923,213	44,204,177,186

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として期末日の対顧客先物売買取相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。
----------------------------	--

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成24年9月10日現在	平成25年3月11日現在
1. 1 期首 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額 期末元本額の内訳 ファンド名 りそな・世界資産分散ファンド りそな・東京応援・資産分散ファンド りそな・埼玉応援・資産分散ファンド りそな・多摩応援・資産分散ファンド りそな・神奈川応援・資産分散ファンド りそな・中部応援・資産分散ファンド りそな・京都滋賀応援・資産分散ファンド りそな・大阪応援・資産分散ファンド りそな・ひょうご応援・資産分散ファンド 計	平成24年3月10日 52,023,756,732円 - 円 9,428,597,684円 39,754,320,181円 944,395,786円 561,202,570円 125,137,629円 77,637,976円 477,928,808円 100,632,866円 471,376,441円 82,526,791円 42,595,159,048円	平成24年9月11日 42,595,159,048円 - 円 6,549,013,561円 33,656,802,188円 772,175,740円 465,024,417円 112,392,073円 63,482,514円 413,699,349円 80,103,900円 413,529,341円 68,935,965円 36,046,145,487円
2. 期末日における受益権の総数	42,595,159,048口	36,046,145,487口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,030,035,835円であります。	—

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日
-----	------------------------------

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年3月11日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成24年9月10日現在	平成25年3月11日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	3,399,201,371	2,483,897,331
合計	3,399,201,371	2,483,897,331

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成24年3月10日から平成24年9月10日まで、及び平成24年9月11日から平成25年3月11日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成24年9月10日 現在				平成25年3月11日 現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	（円）	うち 1年超			（円）	うち 1年超		
市場取引以外の取引								

為替予約取引								
売 建	157,756,000	-	156,400,000	1,356,000	309,742,964	-	310,873,781	1,130,817
アメリカ・ドル	157,756,000	-	156,400,000	1,356,000	309,742,964	-	310,873,781	1,130,817
買 建	-	-	-	-	214,784,864	-	214,209,905	574,959
シンガポール・ドル	-	-	-	-	214,784,864	-	214,209,905	574,959
合計	157,756,000	-	156,400,000	1,356,000	524,527,828	-	525,083,686	1,705,776

(注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	平成24年9月10日現在	平成25年3月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9289円 (9,289円)	1.2153円 (12,153円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通 貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル			アメリカ・ドル	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	153,962	24,633,920.000	
		BOSTON PROPERTIES INC	32,232	3,316,350.480	
		APARTMENT INVT&MGMT CO-A	246,886	7,507,803.260	
		GENERAL GROWTH PROPERTIES	194,990	3,851,052.500	
		VORNADO REALTY TRUST	88,127	7,423,818.480	
		EQUITY RESIDENTIAL	87,306	4,795,718.580	
		HOST HOTELS&RESORTS INC	336,592	5,698,502.560	
		HUDSON PACIFIC PROPERTIES	81,007	1,853,440.160	
		KIMCO REALTY CORP	246,527	5,440,850.890	
		SOVRAN SELF STORAGE INC	33,797	2,105,553.100	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	90,966	2,883,622.200	
		VENTAS INC	140,517	9,883,965.780	

	ASSOCIATED ESTATES REALTY	136,700	2,408,654.000	
	PROLOGIS INC	227,586	8,923,647.060	
	BRE PROPERTIES-CL A	26,327	1,296,078.210	
	MACK-CALI REALTY CORP	89,100	2,565,189.000	
	COLONIAL PROPERTIES TRUST	53,500	1,199,470.000	
	DDR CORP	133,400	2,362,514.000	
	DUKE REALTY CORP	156,843	2,609,867.520	
	GLIMCHER REALTY TRUST	197,000	2,249,740.000	
	HEALTH CARE REIT INC	51,800	3,384,612.000	
	HCP INC	190,887	9,338,192.040	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	89,300	3,425,548.000	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	84,900	3,322,986.000	
	MID-AMERICA APARTMENT COM	37,449	2,554,396.290	
	NATIONAL RETAIL PROPERTIE	65,300	2,323,374.000	
	CORPORATE OFFICE PROPERTI	127,200	3,426,768.000	
	PUBLIC STORAGE	57,396	8,636,376.120	
	REGENCY CENTERS CORP	86,541	4,595,327.100	
	RAMCO-GERSHENSON PROPERTI	73,000	1,161,430.000	
	TANGER FACTORY OUTLET CEN	59,602	2,120,043.140	
	SL GREEN REALTY CORP	66,341	5,602,497.450	
	UDR INC	144,101	3,524,710.460	
	COUSINS PROPERTY 7.75% A	118,274	2,995,880.420	
	SL GREEN REALTY 7.625% C	37,506	956,027.940	
	DUKE REALTY CORP 6.5% K	53,400	1,339,806.000	
	WEINGARTEN RLTY 6.75% D	144,086	3,605,031.720	
	CUBESMART	183,507	2,862,709.200	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS	195,700	2,285,776.000	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	39,839	2,729,768.280	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	42,197	1,654,544.370	
	HERSHA HOSPITALITY TRUST	491,985	2,848,593.150	
	COUSINS PROPERTY 7.5% B	60,600	1,535,604.000	
	VORNADO RLTY TST 6.625% G	71,111	1,808,352.730	
	EDUCATION REALTY TRUST	209,784	2,269,862.880	
	DIAMONDROCK HOSPITALITY	249,020	2,288,493.800	
	DUKE REALTY CORP 6.60% L	139,800	3,527,154.000	
	DOUGLAS EMMETT	98,085	2,470,761.150	
	LASALLE HOTEL G	108,173	2,757,329.770	
	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	350,600	2,587,428.000	
	BIOMED REALTY 7.375 A	101,954	2,578,416.660	
	REGENCY CENTERS 6.625 6	31,651	840,334.050	
	CEDAR REALTY 7.25 B	60,000	1,502,400.000	
	DDR CORP 6.5 J	25,000	636,500.000	
	CBL & ASSOC PROP 6.625 E	29,314	754,542.360	
	VORNADO RLTY TST 5.7 K	150,000	3,877,500.000	
	KILROY REALTY 6.375 H	46,398	1,182,685.020	
	PENN REIT 7.375 B	52,000	1,347,320.000	
	SL GREEN REALTY 6.5 I	42,029	1,080,985.880	
アメリカ・ドル 小計			アメリカ・ドル 210,749,825.760 (20,253,058,256)	
イギリス・ポンド	LAND SECURITIES PLC	1,120,127	9,493,076.320	
	SEGRO PLC	858,324	2,304,599.940	
	HAMMERSON PLC	1,018,537	5,276,021.660	
	BRITISH LAND CO PLC	625,468	3,655,860.460	
	GREAT PORTLAND ESTATES PL	586,936	2,990,438.920	

	DERWENT LONDON PLC	139,878	3,105,291.600	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 26,825,288.900 (3,844,600,405)	
オーストラリア・ドル			オーストラリア・ドル	
	WESTFIELD RETAIL TRUST	4,138,796	12,830,267.600	
	COMMONWEALTH PROPERTY OFF	3,112,500	3,454,875.000	
	DEXUS PROPERTY GROUP	7,265,752	7,592,710.840	
	GPT GROUP	2,585,402	10,186,483.880	
	MIRVAC GROUP	4,843,805	7,750,088.000	
	STOCKLAND	2,058,978	7,659,398.160	
	WESTFIELD GROUP	2,046,505	23,023,181.250	
	GOODMAN GROUP	1,837,396	8,929,744.560	
	FEDERATION CENTRES	2,388,931	5,781,213.020	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 87,207,962.310 (8,562,077,740)	
カナダ・ドル			カナダ・ドル	
	CAN REAL ESTATE INVEST TR	51,900	2,366,640.000	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST	125,244	3,412,899.000	
	DUNDEE REAL ESTATE INVEST	80,642	2,904,724.840	
	BOARDWALK REAL ESTATE INV	38,095	2,407,984.950	
	ALLIED PROPERTIES REAL ES	68,100	2,239,128.000	
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 13,331,376.790 (1,245,683,847)	
シンガポール・ドル			シンガポール・ドル	
	MAPLETREE GREATER CHINA	856,000	898,800.000	
	CAPITACOMMERCIAL TRUST	2,536,400	4,134,332.000	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV	1,276,900	3,383,785.000	
	ASCENDAS REAL ESTATE NEW	1,024,000	2,613,964.800	
	CAPITAMALL TRUST	5,227,609	10,977,978.900	
	SUNTEC REIT	3,976,600	7,157,880.000	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	1,448,205	2,954,338.200	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	239,000	501,900.000	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUS	1,260,000	1,449,000.000	
シンガポール・ドル 小計			シンガポール・ドル 34,071,978.900 (2,619,113,018)	
ユーロ			ユーロ	
	ALSTRIA OFFICE REIT	96,247	869,110.410	
	CORIO NV	144,888	5,321,011.800	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	89,037	16,520,815.350	
	EUROCOMMERCIAL -CVA	59,707	1,752,400.450	
	ICADE	12,652	861,727.720	
	GECINA SA	21,800	1,924,068.000	
	KLEPIERRE	174,684	5,592,508.260	
ユーロ 小計			ユーロ 32,841,641.990 (4,100,607,419)	
香港・ドル			香港・ドル	
	LINK REIT	2,565,149	107,736,258.000	
	CHAMPION REIT	8,968,324	35,873,296.000	
香港・ドル 小計			香港・ドル 143,609,554.000	

		(1,779,322,374)	
投資証券 合計		42,404,463,059 [42,404,463,059]	
合計		42,404,463,059 [42,404,463,059]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 59銘柄	100%	47.7%
イギリス・ポンド	投資証券 6銘柄	100%	9.1%
オーストラリア・ドル	投資証券 9銘柄	100%	20.2%
カナダ・ドル	投資証券 5銘柄	100%	2.9%
シンガポール・ドル	投資証券 9銘柄	100%	6.2%
ユーロ	投資証券 7銘柄	100%	9.7%
香港・ドル	投資証券 2銘柄	100%	4.2%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

[次へ](#)

「世界好配当株マザーファンド」の状況
以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成24年9月10日現在	平成25年3月11日現在
	金 額（円）	金 額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	1,286,961,829	491,233,389
コール・ローン	491,454,690	410,036,733
株式	35,312,097,250	39,660,821,645
派生商品評価勘定	18,787	12,000
未収入金	254,811,238	728,255,218
未収配当金	150,957,869	128,341,123
流動資産合計	37,496,301,663	41,418,700,108
資産合計	37,496,301,663	41,418,700,108
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	701,700
未払金	250,031,683	203,382,479
未払解約金	100,000,000	320,000,000
その他未払費用	326,199	-
流動負債合計	350,357,882	524,084,179
負債合計	350,357,882	524,084,179
純資産の部		
元本等		
元本 1	37,939,889,087	30,940,256,662
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ） 2	793,945,306	9,954,359,267
元本等合計	37,145,943,781	40,894,615,929
純資産合計	37,145,943,781	40,894,615,929
負債純資産合計	37,496,301,663	41,418,700,108

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として期末日の対顧客先物売買取相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成24年9月10日現在	平成25年3月11日現在
1. 1 期首	平成24年3月10日	平成24年9月11日
期首元本額	42,314,460,575円	37,939,889,087円
期中追加設定元本額	- 円	- 円
期中一部解約元本額	4,374,571,488円	6,999,632,425円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
りそな・世界資産分散ファンド	37,939,889,087円	30,940,256,662円
計	37,939,889,087円	30,940,256,662円
2. 期末日における受益権の総数	37,939,889,087口	30,940,256,662口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は793,945,306円であります。	—————

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成24年9月11日 至 平成25年3月11日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成25年3月11日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成24年9月10日現在	平成25年3月11日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
株式	1,012,404,268	4,091,768,814
合計	1,012,404,268	4,091,768,814

（注）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成24年3月10日から平成24年9月10日まで、及び平成24年9月11日から平成25年3月11日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

種 類	平成24年9月10日 現在				平成25年3月11日 現在			
	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち 1年超	時価 （円）	評価損益 （円）
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	40,530,000	-	40,520,000	10,000	241,615,300	-	242,305,000	689,700
アメリカ・ドル	-	-	-	-	144,147,000	-	144,135,000	12,000
オーストラリア・ドル	40,530,000	-	40,520,000	10,000	97,468,300	-	98,170,000	701,700
買 建	40,530,000	-	40,538,787	8,787	-	-	-	-
ユーロ	40,530,000	-	40,538,787	8,787	-	-	-	-
合計	81,060,000	-	81,058,787	18,787	241,615,300	-	242,305,000	689,700

（注） 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（1口当たり情報）

	平成24年9月10日現在	平成25年3月11日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9791円 (9,791円)	1.3217円 (13,217円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	ALBEMARLE CORP	25,000	65.610	1,640,250.000	
	COVIDIEN PLC	43,000	65.170	2,802,310.000	
	TE CONNECTIVITY LTD	63,000	42.220	2,659,860.000	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	48,000	46.330	2,223,840.000	
	BB&T CORPORATION	50,000	31.400	1,570,000.000	
	BRISTOL MYERS SQUIBB	70,000	37.400	2,618,000.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	120,000	50.200	6,024,000.000	
	CATERPILLAR INC DEL	35,000	90.510	3,167,850.000	
	DU PONT	32,000	49.150	1,572,800.000	
	DEERE & CO	23,500	90.880	2,135,680.000	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	18,000	60.960	1,097,280.000	
	CUMMINS INC	24,000	119.630	2,871,120.000	
	EOG RESOURCES INC	13,000	128.680	1,672,840.000	
	US BANCORP	65,000	34.230	2,224,950.000	
	GENERAL ELECTRIC CO	235,000	23.770	5,585,950.000	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	16,000	152.980	2,447,680.000	
	INT'L BUSINESS MACHINES	29,000	210.380	6,101,020.000	
	INTERNATIONAL PAPER	60,000	46.780	2,806,800.000	
	LIMITED BRANDS	53,000	45.290	2,400,370.000	
	LOWE'S COS INC	177,000	39.310	6,957,870.000	
	MCDONALD'S CORP	17,000	98.710	1,678,070.000	
	PHILLIPS 66	43,500	66.030	2,872,305.000	
	M & T BANK CORP	19,000	103.960	1,975,240.000	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	27,000	91.110	2,459,970.000	
	ALTRIA GROUP INC	210,000	34.000	7,140,000.000	
	PFIZER INC	190,000	28.190	5,356,100.000	
	CONOCOPHILLIPS	30,000	58.390	1,751,700.000	
	AMERICAN WATER WORKS CO	42,000	40.110	1,684,620.000	

	QUALCOMM INC	50,000	66.630	3,331,500.000	
	CHEVRON CORP	84,000	118.570	9,959,880.000	
	AT&T INC	40,000	36.680	1,467,200.000	
	SEMPRA ENERGY	20,000	78.650	1,573,000.000	
	UNION PACIFIC CORP	28,000	138.700	3,883,600.000	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	44,000	53.810	2,367,640.000	
	WELLS FARGO & CO	120,000	36.500	4,380,000.000	
	TJX COMPANIES INC	51,000	44.910	2,290,410.000	
	VISA INC-CLASS A SHS	19,000	160.670	3,052,730.000	
	ORACLE CORPORATION	80,000	35.710	2,856,800.000	
	CENTURYLINK INC	53,600	34.390	1,843,304.000	
	NORDSTROM INC	33,000	54.720	1,805,760.000	
	AMERICAN EXPRESS CO	43,000	64.700	2,782,100.000	
	DR PEPPER SNAPPLE GROUP	30,000	44.000	1,320,000.000	
	BAXTER INTL INC	25,000	69.890	1,747,250.000	
	LINEAR TECHNOLOGY CORP	45,000	38.420	1,728,900.000	
	INTUIT INC	30,000	67.750	2,032,500.000	
	COMCAST CORP -CL A	75,000	41.000	3,075,000.000	
アメリカ・ドル 小計				アメリカ・ドル 136,996,049.000 (13,165,320,309)	
イギリス・ポンド		株	イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	MARKS & SPENCER GROUP PLC	240,000	3.624	869,760.000	
	PRUDENTIAL PLC	360,000	10.160	3,657,600.000	
	GLAXOSMITHKLINE PLC	125,000	14.860	1,857,500.000	
	DIAGEO PLC	195,000	19.940	3,888,300.000	
	STANDARD CHARTERED PLC	110,000	18.000	1,980,000.000	
	VODAFONE GROUP PLC	1,272,500	1.843	2,345,217.500	
	WPP PLC	180,000	10.880	1,958,400.000	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	850,000	1.665	1,415,250.000	
	CENTRICA PLC	280,000	3.521	985,880.000	
	BRIT AMERICAN TOBACCO PLC	135,247	35.620	4,817,498.140	
	ANTOFAGASTA PLC	140,000	10.690	1,496,600.000	
	EXPERIAN PLC	220,000	11.460	2,521,200.000	
イギリス・ポンド 小計				イギリス・ポンド 27,793,205.640 (3,983,322,232)	
オーストラリア・ドル		株	オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	BHP BILLITON LTD	201,000	36.090	7,254,090.000	
	WESTPAC BANKING	297,100	31.250	9,284,375.000	
	SP AUSNET	605,000	1.165	704,825.000	
	AUSTRALIA & NZLAND BK	295,000	29.120	8,590,400.000	
	RIO TINTO LTD	67,000	64.360	4,312,120.000	
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	110,000	69.830	7,681,300.000	
	COCA-COLA AMATIL LIMITED	160,000	14.900	2,384,000.000	
	TABCORP HOLDINGS LIMITED	465,555	3.180	1,480,464.900	
	TELSTRA CORPORATION	1,070,000	4.480	4,793,600.000	
	SUPER RETAIL GROUP LTD	45,000	12.340	555,300.000	
	CSL LIMITED	40,000	59.850	2,394,000.000	
	WESFARMERS LIMITED	105,000	42.630	4,476,150.000	
	DUET GROUP	708,778	2.210	1,566,399.380	
	ALS LTD	200,000	10.940	2,188,000.000	
オーストラリア・ドル 小計				オーストラリア・ドル 57,665,024.280 (5,661,552,084)	

カナダ・ドル		株	カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	TORONTO-DOMINION BANK	5,000	85.160	425,800.000	
	TECK RESOURECES LIMITED-B	38,000	31.440	1,194,720.000	
	ENBRIDGE INC	31,000	45.920	1,423,520.000	
カナダ・ドル 小計				カナダ・ドル 3,044,040.000 (284,435,098)	
シンガポール・ドル		株	シンガポール・ドル	シンガポール・ドル	
	UNITED OVERSEAS BANK	120,000	19.790	2,374,800.000	
	KEPPEL CORP	383,000	11.850	4,538,550.000	
	O.C.B.C.	380,000	10.300	3,914,000.000	
	SINGAPORE TELECOM LTD	300,000	3.450	1,035,000.000	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	920,000	5.220	4,802,400.000	
シンガポール・ドル 小計				シンガポール・ドル 16,664,750.000 (1,281,019,333)	
スイス・フラン		株	スイス・フラン	スイス・フラン	
	ROCHE HOLDING AG-GENUS	14,000	212.500	2,975,000.000	
	NESTLE SA-REGISTERED	68,000	67.300	4,576,400.000	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	9,000	266.200	2,395,800.000	
	SYNGENTA AG	10,000	405.300	4,053,000.000	
スイス・フラン 小計				スイス・フラン 14,000,200.000 (1,413,600,194)	
スウェーデン・クローナ		株	スウェーデン・クローナ	スウェーデン・クローナ	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A	90,000	280.500	25,245,000.000	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	105,000	186.600	19,593,000.000	
スウェーデン・クローナ 小計				スウェーデン・クローナ 44,838,000.000 (672,121,620)	
デンマーク・クローネ		株	デンマーク・クローネ	デンマーク・クローネ	
	NOVO NORDISK A/S-B	18,000	998.000	17,964,000.000	
デンマーク・クローネ 小計				デンマーク・クローネ 17,964,000.000 (300,717,360)	
ノルウェー・クローネ		株	ノルウェー・クローネ	ノルウェー・クローネ	
	DNB ASA	140,000	92.500	12,950,000.000	
	TELENOR ASA	155,000	125.400	19,437,000.000	
	SEADRILL LTD	30,000	213.200	6,396,000.000	
ノルウェー・クローネ 小計				ノルウェー・クローネ 38,783,000.000 (649,615,250)	
ユーロ		株	ユーロ	ユーロ	
	BAYER AG	29,000	78.610	2,279,690.000	
	DEUTSCHE BANK AG-REG	60,000	34.575	2,074,500.000	
	SIEMENS AG	37,000	83.200	3,078,400.000	
	E.ON SE	85,000	13.205	1,122,425.000	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE	16,000	72.650	1,162,400.000	
	BASF SE	50,000	73.280	3,664,000.000	
	HENKEL AG & CO KGAA	19,000	70.400	1,337,600.000	
	FRESENIUS SE & CO KGAA	13,000	93.400	1,214,200.000	
	TOTAL SA	77,000	39.190	3,017,630.000	
	MICHELIN (CGDE) - B	69,000	67.840	4,680,960.000	

	AIR LIQUIDE	5,486	95.130	521,883.180	
	SCHNEIDER ELECTRIC SA	50,000	60.000	3,000,000.000	
	BNP PARIBAS	165,000	44.610	7,360,650.000	
	REXEL SA	59,000	18.075	1,066,425.000	
	LVMH	10,000	136.700	1,367,000.000	
	AXA	200,000	13.945	2,789,000.000	
	ENI SPA	240,000	18.090	4,341,600.000	
	ENEL SPA	370,000	2.840	1,050,800.000	
	REPSOL SA	100,000	17.455	1,745,500.000	
ユーロ 小計				ユーロ 46,874,663.180 (5,852,770,445)	
韓国・ウォン		株	韓国・ウォン	韓国・ウォン	
	HYUNDAI MOBIS	8,000	307,500.000	2,460,000,000.000	
	KANGWON LAND INC	57,000	32,100.000	1,829,700,000.000	
	LG CHEMICAL LTD	6,000	286,500.000	1,719,000,000.000	
	SAMSUNG ELECTRONICS	7,200	1,499,000.000	10,792,800,000.000	
	HANA FINANCIAL GROUP	65,000	41,200.000	2,678,000,000.000	
韓国・ウォン 小計				韓国・ウォン 19,479,500,000.000 (1,702,508,300)	
香港・ドル		株	香港・ドル	香港・ドル	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	60,000	114.900	6,894,000.000	
	HANG SENG BANK	215,000	130.000	27,950,000.000	
	JIANGXI COPPER COMPANY	850,000	18.100	15,385,000.000	
	SHANGHAI INDUSTRIAL HLDG	550,000	24.800	13,640,000.000	
	DONGFENG MOTOR GRP CO-H	770,000	11.040	8,500,800.000	
	SHIMAO PROPERTY HOLDINGS	1,100,000	14.380	15,818,000.000	
	CNOOC LTD	1,500,000	15.000	22,500,000.000	
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	1,500,000	6.440	9,660,000.000	
	CHEUNG KONG INFRASTRUCTUR	310,000	52.150	16,166,500.000	
	HENGAN INTL GROUP CO LTD	40,000	81.750	3,270,000.000	
	YANZHOU COAL MINING CO-H	1,300,000	11.680	15,184,000.000	
	IND & COMM BK OF CHINA-H	1,500,000	5.560	8,340,000.000	
	CHINA OVERSEAS LAND & INV	1,000,000	22.400	22,400,000.000	
	SANDS CHINA LTD	100,000	36.000	3,600,000.000	
香港・ドル 小計				香港・ドル 189,308,300.000 (2,345,529,837)	
台湾・ドル		株	台湾・ドル	台湾・ドル	
	TAIWAN CEMENT	1,250,000	38.950	48,687,500.000	
	TAIWAN FERTILIZER CO LTD	400,000	72.100	28,840,000.000	
	FUBON FINANCIAL HOLDING	2,300,000	43.000	98,900,000.000	
	HERMES MICROVISION INC	80,000	758.000	60,640,000.000	
	WPG HOLDINGS CO LTD	1,215,222	34.000	41,317,548.000	
	POU CHEN	1,206,452	30.750	37,098,399.000	
	TAIWAN SEMICONDUCTOR	3,601,286	103.500	372,733,101.000	
	HON HAI PRECISION INDUS	482,165	80.500	38,814,282.500	
台湾・ドル 小計				台湾・ドル 727,030,830.500 (2,348,309,583)	
合計				39,660,821,645 [39,660,821,645]	

(2) 株式以外の有価証券
該当事項はありません。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における()内の金額は、邦貨換算額であります。
 2. 合計欄における[]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 46銘柄	100%	33.2%
イギリス・ポンド	株式 12銘柄	100%	10.0%
オーストラリア・ドル	株式 14銘柄	100%	14.3%
カナダ・ドル	株式 3銘柄	100%	0.7%
シンガポール・ドル	株式 5銘柄	100%	3.2%
スイス・フラン	株式 4銘柄	100%	3.6%
スウェーデン・クローナ	株式 2銘柄	100%	1.7%
デンマーク・クローネ	株式 1銘柄	100%	0.8%
ノルウェー・クローネ	株式 3銘柄	100%	1.6%
ユーロ	株式 19銘柄	100%	14.8%
韓国・ウォン	株式 5銘柄	100%	4.3%
香港・ドル	株式 14銘柄	100%	5.9%
台湾・ドル	株式 8銘柄	100%	5.9%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年3月29日

資産総額	119,268,859,879円
負債総額	349,346,236円
純資産総額（ - ）	118,919,513,643円
発行済数量	162,474,640,857口
1 単位当たり純資産額（ / ）	0.7319円

(参考) ハイグレード・ソブリン・マザーファンド

純資産額計算書

平成25年3月29日

資産総額	56,182,599,433円
負債総額	190,000,000円
純資産総額（ - ）	55,992,599,433円
発行済数量	42,079,661,943口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.3306円

(参考) 世界 R E I T マザーファンド

純資産額計算書

平成25年3月29日

資産総額	42,410,518,730円
負債総額	166,941,961円
純資産総額（ - ）	42,243,576,769円
発行済数量	35,447,938,094口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.1917円

(参考) 世界好配当株マザーファンド

純資産額計算書

平成25年3月29日

資産総額	39,416,028,980円
負債総額	236,136,069円
純資産総額（ - ）	39,179,892,911円
発行済数量	30,569,675,886口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2817円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成25年3月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、3名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ．ファンド評価会議、運用審査会議およびコンプライアンス・監査会議

ファンド評価会議は、運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。また、運用審査会議は、経営会議の分科会として、ファンドの運用実績を把握し評価するとともに、取締役会から権限を委任され、ファンドの運用リスク管理の状況についての報告を受けて、必要事項を審議・決定します。

さらに、運用が適切に行なわれたかについて、経営会議の分科会であるコンプライアンス・監査会議において法令等の遵守状況に関する報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

２ 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成25年3月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	4	87,336
追加型株式投資信託	426	8,374,788
株式投資信託 合計	430	8,462,124
単位型公社債投資信託	-	-
追加型公社債投資信託	17	2,600,646
公社債投資信託 合計	17	2,600,646
総合計	447	11,062,770

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第53期事業年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第54期事業年度に係る中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,820,358	3,745,233
有価証券	18,987,155	19,655,070
前払金	579	314
前払費用	24,840	90,562
未収入金	6,925	11,931
未収委託者報酬	6,933,076	6,516,540
未収収益	41,963	55,102
貯蔵品	23,337	11,888
繰延税金資産	286,080	630,508
その他	501,484	190,450
流動資産計	28,625,803	30,907,602
固定資産		
有形固定資産	1 967,190	1 1,003,450
建物（純額）	332,407	513,162
器具備品（純額）	634,782	484,571
建設仮勘定	-	5,715
無形固定資産	2,414,530	2,870,849
ソフトウェア	1,364,617	2,173,517
ソフトウェア仮勘定	1,037,069	684,878
電話加入権	11,850	11,850
商標権	396	132

その他		596		471
投資その他の資産		18,825,476		16,375,520
投資有価証券		12,339,547		10,034,136
関係会社株式		5,141,069		5,141,069
出資金		142,215		136,315
従業員に対する長期貸付金		99,889		112,674
差入保証金		609,781		542,920
長期前払費用		7,607		8,478
投資不動産（純額）	1	490,114	1	409,876
貸倒引当金		4,750		9,950
固定資産計		22,207,196		20,249,820
資産合計		50,833,000		51,157,423

（単位：千円）

	前事業年度 （平成23年3月31日現在）	当事業年度 （平成24年3月31日現在）
負債の部		
流動負債		
預り金	46,454	55,551
未払金	6,501,119	7,194,946
未払収益分配金	27,599	17,954
未払償還金	119,838	88,334
未払手数料	3,725,807	3,386,380
その他未払金	2 2,627,872	2 3,702,277
未払費用	2,395,029	3,313,011
未払法人税等	895,379	963,539
未払消費税等	383,973	229,365
賞与引当金	263,000	307,000
本社移転関連費用引当金	-	346,425
資産除去債務	-	292,000
その他	-	87,535
流動負債計	10,484,955	12,789,375
固定負債		
退職給付引当金	1,410,635	1,670,344
役員退職慰労引当金	59,160	68,068
繰延税金負債	1,977,913	1,782,558
固定負債計	3,447,708	3,520,970
負債合計	13,932,663	16,310,345
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金	374,297	374,297
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	9,874,176	7,715,116
利益剰余金合計	10,248,473	8,089,414
株主資本合計	36,918,473	34,759,414
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	104,040	33,879
繰延ヘッジ損益	85,902	53,783
評価・換算差額等合計	18,137	87,663
純資産合計	36,900,336	34,847,077
負債・純資産合計	50,833,000	51,157,423

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	72,303,483	72,931,048
その他営業収益	345,390	401,212
営業収益計	72,648,873	73,332,260
営業費用		
支払手数料	41,437,322	41,050,089
広告宣伝費	967,991	709,853
公告費	1,256	699
受益証券発行費	3	74
調査費	6,192,360	7,993,144
調査費	831,159	878,635
委託調査費	5,361,200	7,114,509
委託計算費	718,414	733,156
営業雑経費	1,806,147	1,651,996
通信費	287,454	205,421
印刷費	674,758	472,511
協会費	47,465	52,117
諸会費	10,778	11,971
その他営業雑経費	785,691	909,973
営業費用計	51,123,496	52,139,015
一般管理費		
給料	4,192,794	4,452,711
役員報酬	157,200	209,630
給料・手当	3,545,655	3,646,155
賞与	226,939	289,926
賞与引当金繰入額	263,000	307,000
福利厚生費	619,459	728,342
交際費	68,476	71,356
寄付金	638	591
旅費交通費	266,082	215,939
租税公課	169,305	171,533
不動産賃借料	680,147	727,939
退職給付費用	334,864	422,030
役員退職慰労引当金繰入額	28,500	27,988
固定資産減価償却費	897,352	1,107,222
諸経費	1,170,318	1,077,041
一般管理費計	8,427,939	9,002,696
営業利益	13,097,437	12,190,548

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	573,514		74,753
有価証券利息		23,029		13,537
受取利息		2,673		2,771
時効成立分配金・償還金		149,120		42,189
投資有価証券売却益		38,591		117,695
有価証券償還益		3,185		68,106
その他		41,908		54,685
営業外収益計		832,022		373,739
営業外費用				
投資有価証券売却損		7,515		95,389
有価証券償還損		277		67,873
その他		180,501		67,829
営業外費用計		188,294		231,091
経常利益		13,741,165		12,333,196
特別利益				
貸倒引当金戻入額		614,232		-
特別利益計		614,232		-
特別損失				
固定資産除却損	2	1,067	2	4,871
減損損失	3	35,468	3	76,217
有価証券評価損		-		211,376
本社移転関連費用		-		346,425
その他		22,059		19,547
特別損失計		58,595		658,438
税引前当期純利益		14,296,802		11,674,757
法人税、住民税及び事業税		4,834,931		5,254,642
法人税等調整額		256,140		602,832
法人税等合計		5,091,072		4,651,809
当期純利益		9,205,730		7,022,948

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	15,174,272	15,174,272
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	15,174,272	15,174,272
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
資本剰余金合計		
当期首残高	11,495,727	11,495,727
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	11,495,727	11,495,727
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	374,297	374,297
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	374,297	374,297
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	2,800,000	-
当期変動額		
別途積立金の取崩	2,800,000	-
当期変動額合計	2,800,000	-
当期末残高	-	-
繰越利益剰余金		
当期首残高	9,085,103	9,874,176
当期変動額		
別途積立金の取崩	2,800,000	-
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	789,072	2,159,059
当期末残高	9,874,176	7,715,116
利益剰余金合計		
当期首残高	12,259,401	10,248,473
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008

当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	2,010,927	2,159,059
当期末残高	10,248,473	8,089,414

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）
株主資本合計		
当期首残高	38,929,401	36,918,473
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
当期変動額合計	2,010,927	2,159,059
当期末残高	36,918,473	34,759,414
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	18,061	104,040
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	85,978	137,920
当期変動額合計	85,978	137,920
当期末残高	104,040	33,879
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	55,712	85,902
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	141,615	32,119
当期変動額合計	141,615	32,119
当期末残高	85,902	53,783
評価・換算差額等合計		
当期首残高	73,774	18,137
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	55,636	105,800
当期変動額合計	55,636	105,800
当期末残高	18,137	87,663
純資産合計		
当期首残高	38,855,627	36,900,336
当期変動額		
剰余金の配当	11,216,657	9,182,008
当期純利益	9,205,730	7,022,948
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	55,636	105,800
当期変動額合計	1,955,290	2,053,258
当期末残高	36,900,336	34,847,077

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

（２）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法により計上しております。

3．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産及び投資不動産

（リース資産を除く）

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	6～47年
器具備品	3～20年

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

（３）長期前払費用

定額法によっております。

4．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

（２）賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

（５）本社移転関連費用引当金

本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

５．ヘッジ会計の方法

（１）ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用しておりましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止しております。

（２）ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・株価指数先物
ヘッジ対象・・・投資有価証券

（３）ヘッジ方針

価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。

（４）ヘッジ有効性評価の方法

原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。

６．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜処理によっております。

（２）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

表示方法の変更

（損益計算書）

１．前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「有価証券償還益」は重要性が増し

たため当事業年度より区分掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた45,094千円は、「有価証券償還益」3,185千円、「その他」41,908千円として組替えております。

2. 前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「有価証券償還損」は重要性が増したため、当事業年度より区分掲記することとしました。また、前事業年度において区分掲記していた「営業外費用」の「時効成立後支払分配金・償還金」、「貯蔵品廃棄損」及び「投資不動産管理費用」は、重要性が低いため当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「時効成立後支払分配金・償還金」に表示していた98,613千円、「貯蔵品廃棄損」に表示していた25,533千円、「投資不動産管理費用」に表示していた20,028千円、及び「その他」に表示していた36,603千円は、「有価証券償還損」277千円、「その他」180,501千円として組替えております。

3. 前事業年度において区分掲記していた「特別損失」の「ゴルフ会員権評価損」は、重要性が低いため当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別損失」の「ゴルフ会員権評価損」に表示していた21,290千円は、「その他」として組替えております。

追加情報

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
建物	854,118千円	986,089千円
器具備品	2,129,756千円	2,234,738千円
投資建物	700,991千円	712,587千円
投資器具備品	28,141千円	22,398千円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成23年3月31日現在)	当事業年度 (平成24年3月31日現在)
未払金	2,591,913千円	3,577,654千円

3 保証債務

前事業年度（平成23年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,384,110千円に対して保証を行っております。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,372,770千円に対して保証を行っております。

（損益計算書関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
受取配当金	460,584千円	-

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
器具備品	1,067千円	4,812千円
投資不動産	-	59千円
計	1,067千円	4,871千円

3 減損損失に関する注記

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループピングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（35,468千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物26,868千円及び土地8,600千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により

評価しております。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所 千葉県浦安市

用途 賃貸等不動産（浦安寮）

種類 建物及び土地

当社は、浦安寮を大和証券グループ全体の補完的な寮として位置付け、本社と浦安寮の2つのグループピ
ングとしております。

浦安寮については、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっており、減損の
兆候が認められたため、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失
（76,217千円）として特別損失に計上しております。その内訳は、建物17,417千円及び土地58,800千円で
あります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額により
評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成22年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	11,216	4,300	平成22年 3 月31日	平成22年 6 月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年 6 月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提
案しております。

剰余金の配当の総額 9,182百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 3,520円

基準日 平成23年 3 月31日

効力発生日 平成23年 6月27日

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当 の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年 6月24日 定時株主総会	普通株式	9,182	3,520	平成23年 3月31日	平成23年 6月27日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額 7,022百万円
 配当の原資 利益剰余金
 1株当たり配当額 2,692円
 基準日 平成24年 3月31日
 効力発生日 平成24年 6月26日

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されて

おります。

未払手数料は投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用していましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「５．ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し価格変動リスクをヘッジしております。なお、繰延ヘッジ処理によってヘッジ会計を適用していましたが、ヘッジ会計の要件を満たさなくなりましたので当事業年度末をもってヘッジ会計の適用を中止し、中止時点までのヘッジ手段に係る損益は、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べております。

（ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注２＞参照のこと）。

前事業年度（平成23年３月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,820,358	1,820,358	-
(2) 未収委託者報酬	6,933,076	6,933,076	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	30,154,565	30,154,565	-
資産計	38,908,001	38,908,001	-
(1) 未払手数料	3,725,807	3,725,807	-
(2) その他未払金	2,627,872	2,627,872	-
(3) 未払費用（*1）	1,951,710	1,951,710	-
負債計	8,305,391	8,305,391	-
デリバティブ取引（*2）	183,430	183,430	-

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成24年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	3,745,233	3,745,233	-
(2) 未収委託者報酬	6,516,540	6,516,540	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	28,525,516	28,525,516	-
資産計	38,787,291	38,787,291	-
(1) 未払手数料	3,386,380	3,386,380	-
(2) その他未払金	3,702,277	3,702,277	-
(3) 未払費用（*1）	2,764,494	2,764,494	-
負債計	9,853,152	9,853,152	-
デリバティブ取引（*2）	(87,535)	(87,535)	-

（*1）未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

<注1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金・預金、及び（2）未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券

関係」をご参照下さい。

負 債

（１）未払手数料、（２）その他未払金、並びに（３）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項（デリバティブ取引関係）をご参照下さい。

<注２>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成23年３月31日現在）	当事業年度 （平成24年３月31日現在）
（１）其他有価証券 非上場株式	1,172,137	1,163,689
（２）子会社株式及び関連会社株式 子会社株式	5,141,069	5,141,069
（３）差入保証金	609,781	542,920

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注３>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年３月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	1,820,358	-	-	-
未収委託者報酬	6,933,076	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	-	1,588,634	4,868,529	-
合計	8,753,434	1,588,634	4,868,529	-

当事業年度（平成24年３月31日現在）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 １０年以内	１０年超
現金・預金	3,745,233	-	-	-
未収委託者報酬	6,516,540	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	836,311	2,069,432	4,320,954	-
合計	11,098,084	2,069,432	4,320,954	-

（有価証券関係）

１．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成23年３月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度（平成24年３月31日現在）

子会社株式（貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

前事業年度（平成23年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	4,822,299	4,383,992	438,306
小計	4,822,299	4,383,992	438,306
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（１）株式	54,283	55,101	818
（２）その他			
証券投資信託の受益証券	25,277,982	25,890,888	612,906
小計	25,332,266	25,945,990	613,724
合計	30,154,565	30,329,983	175,417

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,172,137千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	6,864,572	6,497,516	367,056
小計	6,864,572	6,497,516	367,056
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
（１）株式	49,871	55,101	5,230

（２）その他 証券投資信託の受益証券	21,611,072	21,918,194	307,122
小計	21,660,944	21,973,296	312,352
合計	28,525,516	28,470,813	54,703

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 1,163,689千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

３．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他 証券投資信託の受益証券	21,607,835	38,591	7,515
合計	21,607,835	38,591	7,515

当事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
その他 証券投資信託の受益証券	16,215,351	117,695	95,389
合計	16,215,351	117,695	95,389

４．減損処理を行った有価証券

当事業年度において、その他有価証券（その他）について211,376千円の減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年３月31日現在）

該当事項はありません。

当事業年度（平成24年３月31日現在）

株式関連

（単位：千円）

区分	デリバティブ 取引の種類等	契約額等	時価	評価損益
		うち1年超		

市場取引 以外の 取引	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	1,669,315	-	87,535	87,535
合計		1,669,315	-	87,535	87,535

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

前事業年度（平成23年３月31日現在）

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価
				うち1年超	
原則的 処理 方法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	2,435,030	-	183,430
合計			2,435,030	-	183,430

（注）時価の算定方法は、東京証券取引所から公表された価格により評価しております。

当事業年度（平成24年３月31日現在）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、一時払いの退職金制度、及び確定拠出年金制度を併用しております。

２．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成23年３月31日現在）	当事業年度 （平成24年３月31日現在）
退職給付債務	1,410,635千円	1,670,344千円
退職給付引当金	1,410,635千円	1,670,344千円

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成22年４月１日 至 平成23年３月31日）	当事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）
勤務費用	191,300千円	261,341千円
その他	143,564千円	160,689千円
退職給付費用	334,864千円	422,030千円

（注）「その他」は、確定拠出年金への掛金支払額であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（単位：千円）

	前事業年度（平成23年 3 月31日 現在）	当事業年度（平成24年 3 月31日 現在）
繰延税金資産		
減損損失	928,499	838,826
退職給付引当金	573,987	599,247
連結法人間取引（譲渡損）	294,850	258,256
未払事業税	212,062	212,753
投資有価証券評価損	216,468	191,138
本社移転関連費用引当金	-	131,676
賞与引当金	107,014	116,690
出資金評価損	128,238	114,425
資産除去債務	-	110,989
有価証券評価損	-	80,344
器具備品	38,093	33,365
その他有価証券評価差額金	125,395	27,099
役員退職慰労引当金	24,072	25,804
未払社会保険料	11,722	14,071
その他	28,763	27,487
繰延税金資産小計	2,689,169	2,782,177
評価性引当額	1,547,609	1,379,241
繰延税金資産合計	1,141,560	1,402,935
繰延税金負債		
連結法人間取引（譲渡益）	2,772,301	2,428,233
建物（資産除去債務）	-	76,837
繰延ヘッジ損益	58,934	29,783
その他有価証券評価差額金	-	18,241
その他	2,156	1,888
繰延税金負債合計	2,833,392	2,554,985
繰延税金負債の純額	1,691,832	1,152,049

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：%）

	前事業年度 （平成23年 3 月31日現在）	当事業年度 （平成24年 3 月31日現在）
法定実効税率	40.69	-
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.21	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.25	-
住民税均等割	0.02	-
評価性引当額	4.14	-

その他	0.07	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.60	-

（注）当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.7%から平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.6%となります。

この税率の変更により繰延税金負債の純額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が211,604千円減少し、法人税等調整額が205,949千円減少しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を１年１ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

変動の内容	前事業年度 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	当事業年度 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
期首残高	-	-
見積りの変更に伴う増加額	-	292,000
期末残高	-	292,000

４．当該資産除去債務の金額の見積りの変更

当事業年度において、平成24年度中に予定している本社移転計画により、合理的な見積りが可能となったため、当該資産除去債務292,000千円を貸借対照表に計上しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

１．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	35,468	35,468

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

（単位：千円）

	資産運用に関する事業	合計
減損損失	76,217	76,217

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証	1,384,110	-	-
子会社	Daiwa Asset Management (India) Private Limited	India	1,128	金融商品取引業	(所有) 直接 91.0	経営管理	増資の引受	3,204,985	-	-

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

- （１）シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。
- （２）インド共和国における外国資本規制上の最低払込金額を満たすため、当社がDaiwa Asset Management (India) Private Limited社の行った増資を１株につき72円86銭で引き受けております。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,372,770	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- （注）シンガポール通貨庁（MAS）に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	21,941,957	未払手数料	2,760,790
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケッツ㈱	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	666,862	未払手数料	70,947
							為替予約	1,160,187	-	-

同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	1,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,085,626	未払費用	129,623
-------------	---------	--------	-------	---------	---	-----------	-----------	-----------	------	---------

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

（２）為替予約取引の条件は、市場実勢を勘案して決定しております。

（３）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	19,792,278	未払手数料	2,376,978
同一の親会社をもつ会社	大和証券キャピタル・マーケット(株)	東京都千代田区	255,700	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	595,391	未払手数料	76,686
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	1,233,996	未払費用	245,735

（注）１．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件及び取引条件の決定方針等

（１）証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を兄弟会社に支払います。手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定しております。

（２）ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

（３）大和証券株式会社及び大和証券キャピタル・マーケット株式会社は、平成24年４月１日をもって合併いたしました。

２．親会社に関する注記

(株)大和証券グループ本社（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額 14,146.05円 1株当たり当期純利益 3,529.09円	1株当たり純資産額 13,358.92円 1株当たり当期純利益 2,692.30円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して
おりません。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益(千円)	9,205,730	7,022,948
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(追加情報)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社及び株式会社大和証券グループ本社(以下、総称して「大和証券グループ」)は、株式会社新生銀行傘下で、インド共和国においてアセットマネジメント事業を行っているShinsei Asset Management (India) Private Limited(以下、「SAMI」)及びShinsei Trustee Company (India) Private Limited(以下、「STC」)の全株式を株式会社新生銀行及びその他の株主から取得いたしました。

本件について、平成22年12月20日に買収手続きを完了した後、「SAMI」及び「STC」は、Daiwa Asset Management (India) Private Limited(以下、「DAMI」)及びDaiwa Trustee Company (India) Private Limited(以下、「DTC」)として商号を変更しました。その後、インドにおける外国資本規制上の最低払込金額を満たすために、平成23年1月31日に増資を行っております。「DAMI」及び「DTC」は大和証券グループの100%子会社であり、当社の取得原価、増資の引受、貸借対照表計上額並びに出資比率は下記のとおりであります。

(単位：千円)

	DAMI	DTC
取得原価	1,059,552	2,717
増資の引受	3,204,985	9,944
貸借対照表計上額(注) 関係会社株式	4,391,020	13,037
出資比率	91.0%	99.9%

(注) 取得付随費用を算入した後の金額になります。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

当中間会計期間末 (平成24年 9月30日)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,833,296
有価証券		16,491,682
未収委託者報酬		6,074,374
貯蔵品		9,897
繰延税金資産		576,334
その他		421,905
流動資産計		25,407,491
固定資産		
有形固定資産	1	812,139
無形固定資産		
ソフトウェア		2,304,771
その他		710,794
無形固定資産合計		3,015,566
投資その他の資産		
投資有価証券		13,513,781
その他	1	2,247,303
貸倒引当金		9,950
投資その他の資産合計		15,751,135
固定資産計		19,578,842
資産合計		44,986,333

(単位:千円)

		当中間会計期間末 (平成24年 9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		4,702,038
未払費用		3,673,584
未払法人税等		743,636
賞与引当金		426,400
本社移転関連費用引当金		346,425
資産除去債務		292,000
その他	3	270,950
流動負債計		10,455,035
固定負債		
繰延税金負債		1,465,584
退職給付引当金		1,864,115
役員退職慰労引当金		47,925

固定負債計	3,377,624
負債合計	13,832,659
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	11,495,727
資本剰余金合計	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	4,314,536
利益剰余金合計	4,688,834
株主資本合計	31,358,834
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	408,812
繰延ヘッジ損益	203,652
評価・換算差額等合計	205,160
純資産合計	31,153,673
負債・純資産合計	44,986,333

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	
営業収益		
委託者報酬		35,929,057
その他営業収益		221,982
営業収益計		36,151,039
営業費用		
支払手数料		20,053,264
その他営業費用		5,549,289
営業費用計		25,602,554
一般管理費	1	5,244,843
営業利益		5,303,641
営業外収益	2	410,550
営業外費用	1, 3	62,244
経常利益		5,651,948
特別利益		39,827
特別損失		14,428
税引前中間純利益		5,677,347
法人税、住民税及び事業税		2,153,585
法人税等調整額		97,806
中間純利益		3,621,569

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1 日 至 平成24年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	15,174,272
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	15,174,272
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
資本剰余金合計	
当期首残高	11,495,727
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	11,495,727
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	374,297
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	374,297
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	7,715,116
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,022,149
中間純利益	3,621,569
当中間期変動額合計	3,400,580
当中間期末残高	4,314,536

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 平成24年 4月 1 日 至 平成24年 9月30日)
利益剰余金合計	
当期首残高	8,089,414
当中間期変動額	

剰余金の配当	7,022,149
中間純利益	3,621,569
当中間期変動額合計	3,400,580
当中間期末残高	4,688,834
株主資本合計	
当期首残高	34,759,414
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,022,149
中間純利益	3,621,569
当中間期変動額合計	3,400,580
当中間期末残高	31,358,834
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	33,879
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	442,692
当中間期変動額合計	442,692
当中間期末残高	408,812
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	53,783
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	149,868
当中間期変動額合計	149,868
当中間期末残高	203,652
評価・換算差額等合計	
当期首残高	87,663
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	292,823
当中間期変動額合計	292,823
当中間期末残高	205,160
純資産合計	
当期首残高	34,847,077
当中間期変動額	
剰余金の配当	7,022,149
中間純利益	3,621,569
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	292,823
当中間期変動額合計	3,693,404
当中間期末残高	31,153,673

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法により計上しております。 其他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算 定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法により計上しております。
2. 固定資産の減価償却 の方法	(1) 有形固定資産及び投資不動産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6～47年 器具備品 3～20年 (2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能 期間（5年）に基づいております。 (3) 長期前払費用 定額法によっております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率 法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評 価法により計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会 計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中 間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金 は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績 等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであ ります。 また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中 間会計期間末要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規 程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (5) 本社移転関連費用引当金 本社移転に伴い発生する損失に備えるため、発生が見込まれる固 定資産除却損、移転費用について合理的な見積額を計上しております。

4．ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・株価指数先物 ヘッジ対象・・・投資有価証券 (3) ヘッジ方針 価格変動リスクを軽減する目的で、対象資産である投資有価証券の保有残高の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 原則として四半期毎にヘッジ手段の時価変動の累計とヘッジ対象の時価変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ手段の有効性評価を行っております。
5．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更等

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、この変更による当中間会計期間の損益に与える影響は軽微であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日)	
1. 減価償却累計額	
有形固定資産	3,428,406千円
投資その他の資産	741,362千円
2. 債務保証	
子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,329,090千円に対して保証を行っております。	
3. 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1．減価償却累計額

有形固定資産	207,578千円
無形固定資産	440,371千円
投資その他の資産	7,190千円
2. 営業外収益の主要項目	
受取配当金	219,419千円
投資有価証券売却益	90,397千円
有価証券償還益	64,318千円
3. 営業外費用の主要項目	
有価証券償還損	35,545千円
投資不動産管理費用	7,903千円
投資不動産償却費	6,376千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当中間会計期間 増加株式数（千株）	当中間会計期間 減少株式数（千株）	当中間会計期間末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月25日 定時株主総会	普通株式	7,022	2,692	平成24年 3月31日	平成24年 6月26日

（金融商品関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。また、デリバティブ取引は、事業遂行上生じた市場リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は行いません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、投資信託、株式であります。投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変

動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払金は主に投資信託の販売に係る手数料及び連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引は株式先物取引を行っております。当社ではこれらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である投資有価証券に関わる価格変動リスクをヘッジしており、ヘッジ会計を適用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の重要な会計方針「４．ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

（ ）為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

（ ）価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。また、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、保有している投資信託の一部について株式先物取引を利用し、繰延ヘッジ処理を行っております。

（ ）デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ手段に用いる場合にのみ限定しております。取引の執行・管理については財務リスク管理規程に従って行っており、取引の状況を財務会議において報告しております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握し財務会議において報告を行っております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成24年９月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（＜注２＞参照のこと）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
（１）現金・預金	1,833,296	1,833,296	-
（２）未収委託者報酬	6,074,374	6,074,374	-
（３）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	23,805,225	23,805,225	-

資産計	31,712,896	31,712,896	-
(1) 未払金	4,702,038	4,702,038	-
(2) 未払費用 (* 1)	2,991,665	2,991,665	-
負債計	7,693,704	7,693,704	-
デリバティブ取引 (* 2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(2,304)	(2,304)	-
デリバティブ取引計	(2,304)	(2,304)	-

(* 1) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(* 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

<注 1>金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、及び (2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金、及び (2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

<注 2>時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	1,059,169
子会社株式	5,141,069
長期差入保証金	1,587,878

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

<注 3>金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,833,296	-	-	-
未収委託者報酬	6,074,374	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの	267,222	1,676,395	3,587,421	-
合計	8,174,892	1,676,395	3,587,421	-

（有価証券関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,141,069千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

２．その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
証券投資信託の受益証券	2,985,292	2,807,373	177,919
小計	2,985,292	2,807,373	177,919
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	31,019	55,101	24,082
証券投資信託の受益証券	20,788,914	21,578,724	789,810
小計	20,819,933	21,633,826	813,892
合計	23,805,225	24,441,199	635,973

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,059,169千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当する取引はありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりであります。

株式関連

（単位：千円）

ヘッジ 会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち１年超		
原則的 処理方 法	株価指数先物取引 売建 TOPIX先物	投資 有価証券	1,408,896	-	2,304	東京証券取引所から公表された価格 によっている。
合計			1,408,896	-	2,304	

（資産除去債務関係）

当中間会計期間（自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

１．当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に係る原状回復義務であります。

２．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を平成23年12月から平成24年12月までの１年１ヶ月と見積り、過去の不動産賃貸借契約に係る原状回復費用の実績をもとに資産除去債務の金額を計算しております。なお、割引計算による金額の重要性が乏しいことから割引前の見積り額を計上しております。

３．当該資産除去債務の総額の増減

変動の内容	金額
期首残高	292,000千円
時の経過による調整額	-
中間期末残高	292,000千円

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 平成24年４月１日 至 平成24年９月30日）

１．サービスごとの情報

当社のサービスは、単一であるため記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、

記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	
1 株当たり純資産額	11,943.02円
1 株当たり中間純利益金額	1,388.35円
(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。	
2 . 1 株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益(千円)	3,621,569
普通株式に係る中間純利益(千円)	3,621,569
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成24年12月3日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・本店の所在地の変更(東京都千代田区に変更)

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実

提出日前1年以内において、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 単位：百万円 （平成24年3月 末日現在）	事業の内容
株式会社近畿大阪銀行	38,971	銀行法に基づき銀行業 を営んでいます。 （注）
株式会社埼玉りそな銀行	70,000	
株式会社りそな銀行	279,928	

（注）銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>「世界REITマザーファンド」の投資顧問会社

名称 コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

資本金の額 462千米ドル（約35百万円）（平成23年12月末日現在）

事業の内容 資産運用業務を行なっています。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当ありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成24年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

（提出年月日）	（書類名）
平成24年9月20日	臨時報告書
平成24年12月3日	有価証券届出書・同添付書類、有価証券報告書（第14特定期間）・同添付書類
平成24年12月20日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年4月12日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・世界資産分散ファンドの平成24年9月11日から平成25年3月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・世界資産分散ファンドの平成25年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年 5月25日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公高	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第53期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月29日

大和証券投資信託委託株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 公 高 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞 廣 篤 典 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内 田 和 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第54期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。